

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 (案)

令和2年7月●日

まち・ひと・しごと創生基本方針 2020

(目次)

第1章 地方創生の現状	1
1. 地域経済の現状	1
(1) 近年の地域経済の現状	1
(2) 足元の地域経済の現状	3
2. 人口等の状況	7
(1) 人口減少・少子高齢化の現状	7
(2) 東京圏への転出入の現状	8
第2章 政策の方向	10
1. 地域経済・生活の再興	14
(1) 雇用の維持と事業の継続	14
(2) 交流、賑わいの再活性化	14
2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正	16
(1) 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）	16
①地方創生臨時交付金の創設の目的と現状	16
②強 ^{じん} 靱かつ自律的な地域経済の構築	17
(2) 地方への移住・定着の推進	21
①地方大学の産学連携強化と体制充実	22
②リモートワーク推進等による移住等の推進	23
③Society 5.0の推進等による地域の魅力の基盤の創出	24
(3) 地域とのつながりの構築	25
①関係人口の創出・拡大	25
②地方への資金の流れの創出・拡大	26
3. 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備	27
(1) 結婚・出産・子育ての支援	27
(2) 女性活躍の推進	28
4. 総合性のある具体事例の創出	29
5. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等	29
(1) 地域の実情に応じた取組に対する国の支援	29
①地方創生推進交付金	29
②まち・ひと・しごと創生事業（地方財政措置）	29
(2) 政策間連携の推進	30
①規制改革との連携	30

②国家戦略特区等との連携.....	30
③地方分権改革との連携.....	30
④社会保障制度改革等との連携.....	30
⑤東日本大震災の被災地域等における地方創生の加速化.....	31
第3章 各分野の政策の推進.....	32
1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする.....	32
(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現.....	32
(2) 安心して働ける環境の実現.....	38
2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる.....	39
(1) 地方への移住・定着の推進.....	39
(2) 関係人口の創出・拡大.....	43
(3) 地方への資金の流れの創出・拡大.....	45
3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	46
(1) 結婚・出産・子育ての支援.....	46
(2) 女性活躍の推進.....	47
4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる.....	48
(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保.....	48
5. 多様な人材の活躍を推進する.....	56
(1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進.....	56
(2) 誰もが活躍する地域社会の推進.....	57
6. 新しい時代の流れを力にする.....	60
(1) 地域における Society 5.0 の推進.....	60
(2) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり.....	63

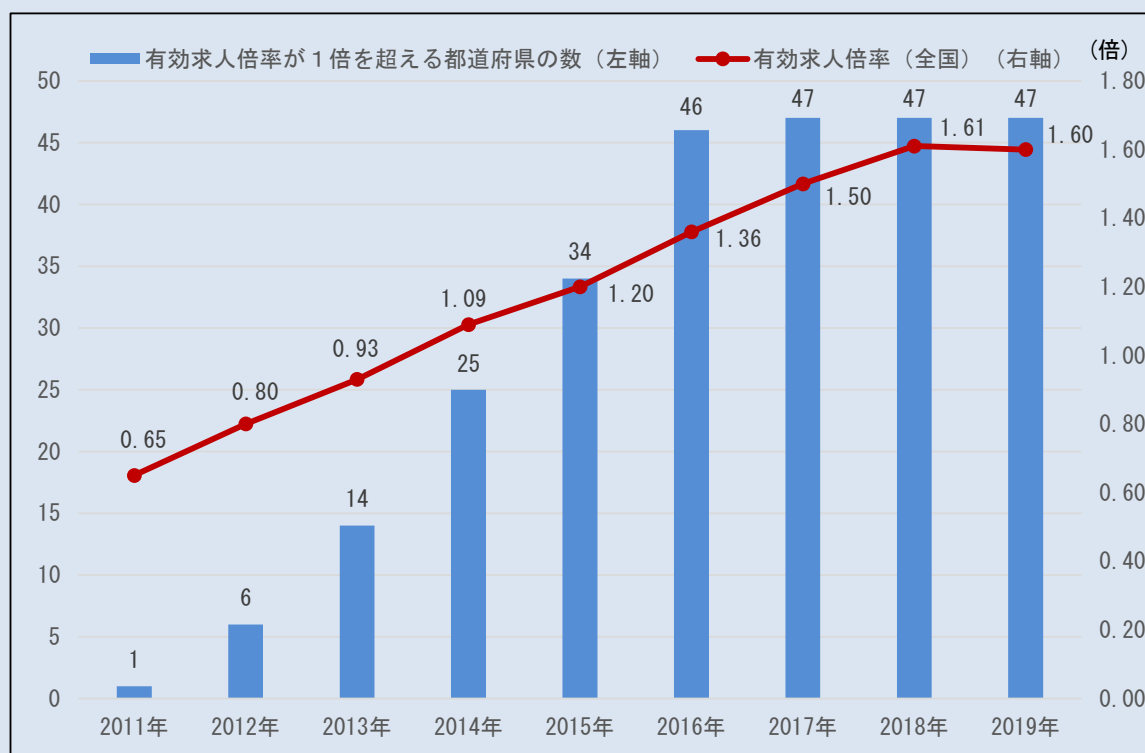
第1章 地方創生の現状

1. 地域経済の現状

(1) 近年の地域経済の現状

近年の地域の経済動向を見ると、雇用環境の面では、完全失業率は全ての都道府県で低い水準で推移し、有効求人倍率は史上初めて全ての都道府県で1倍を超える等、改善の傾向が続いてきた。

図1 有効求人倍率（全国）と有効求人倍率が1倍を超える都道府県数の推移



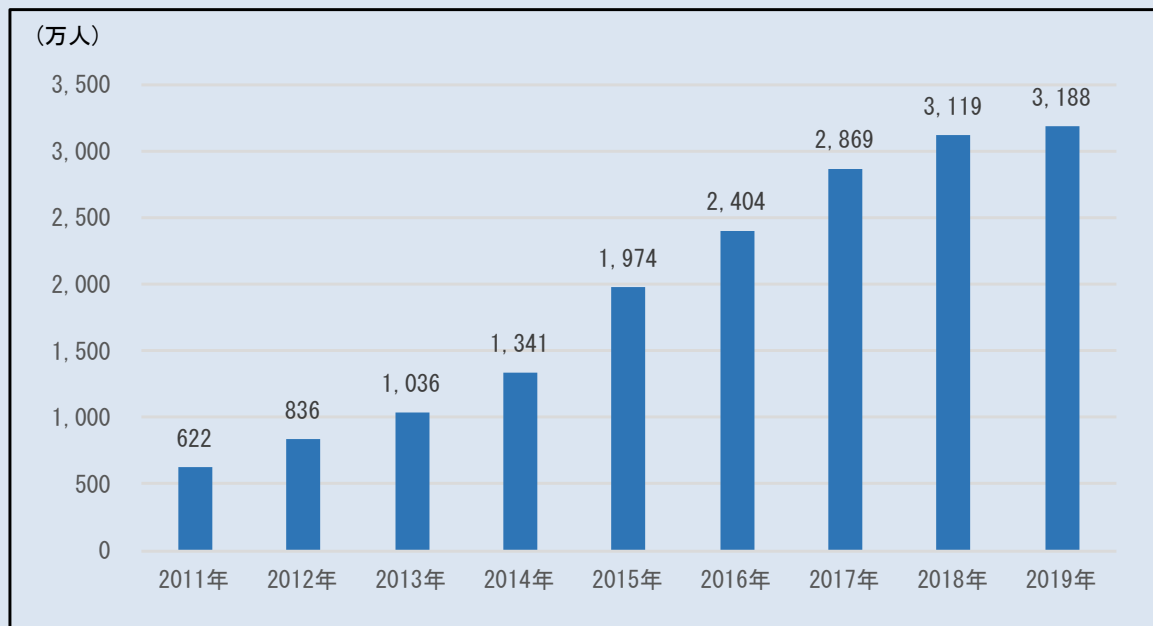
(資料) 厚生労働省「一般職業紹介状況」に基づき作成。

しかしながら、依然として地域によって経済環境に厳しいところも見られ、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在している。

他方で、アジアを中心とする中間層の拡大等を背景としたインバウンド需要が拡大し、訪日外国人旅行者数は2019年に3,188万人と7年連続で過去最高を更新する⁽¹⁾等、地域の経済の下支えとなってきた。

⁽¹⁾ 日本政府観光局「訪日外客数」

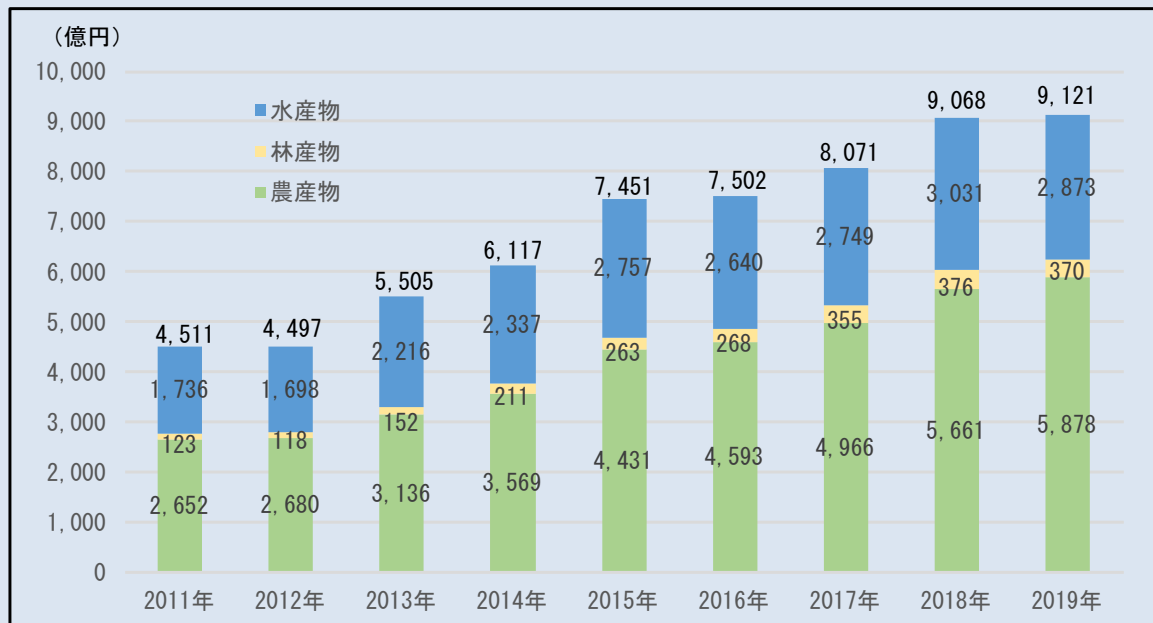
図2 訪日外国人旅行者数の推移



(出典) 日本政府観光局「訪日外客数」

また、農林水産物・食品⁽²⁾の輸出額も2019年に9,121億円⁽³⁾と7年連続で過去最高を更新しており、海外の活力を地方創生に取り込むという観点からの取組も進んできた。

図3 農林水産物・食品の輸出額



(出典) 農林水産省「農林水産物輸出入概況」

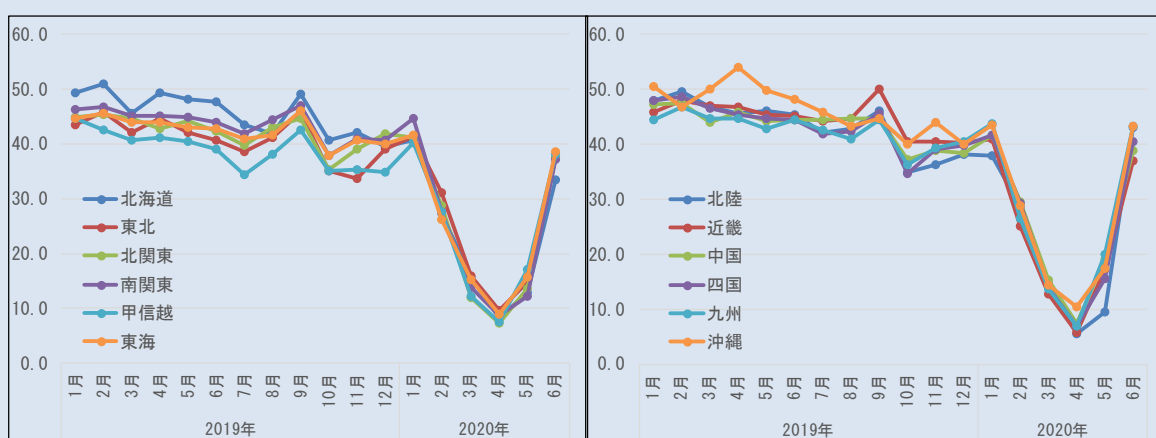
⁽²⁾ 農林水産物・食品には「農産物（加工食品、畜産品、穀物等、野菜・果物等、その他農産物）」「林産物」及び「水産物（水産物（調製品除く）、水産調製品）」が含まれる。

⁽³⁾ 農林水産省「農林水産物輸出入概況（2019年）」

(2) 足元の地域経済の現状

2020年1月より、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が拡大し、我が国経済は大幅に下押しされ、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。2020年1～3月期の国内総生産（GDP）は前期比－0.6%（年率－2.2%）、家計最終消費支出は前期比－0.8%（年率－3.3%）と落ち込みを見せている。また、景気ウォッチャー調査⁽⁴⁾によると、全ての地域における景気の現状判断DIは、2020年2月以降に急速に悪化し、3月にはリーマンショック時を下回る水準にまで低下した。4月には更に低下し、沖縄を除く全ての地域で景気の現状判断DIは一桁となった。5月、6月で全ての地域において景気の現状判断DIは上昇し、30台、40台となった。

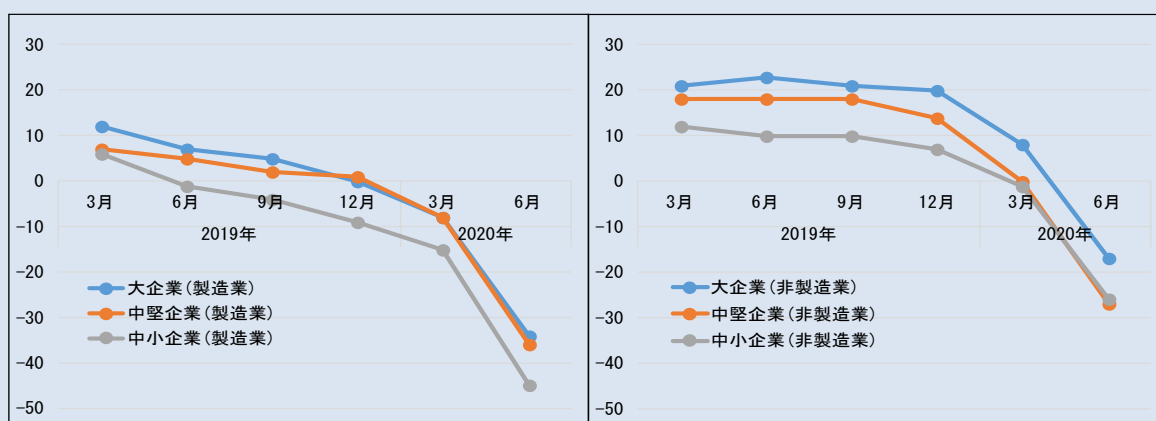
図4 地域別の景気の現状判断DI（季節調整値）の推移



（出典） 内閣府「景気ウォッチャー調査」

企業規模別で見ると、2020年3月、6月に製造業・非製造業ともに業況判断が悪化しているが、特に中小企業（製造業）の業況判断の悪化が著しい。

図5 企業規模別・業種別の業況判断の推移



（出典） 日本銀行「短観」⁽⁵⁾

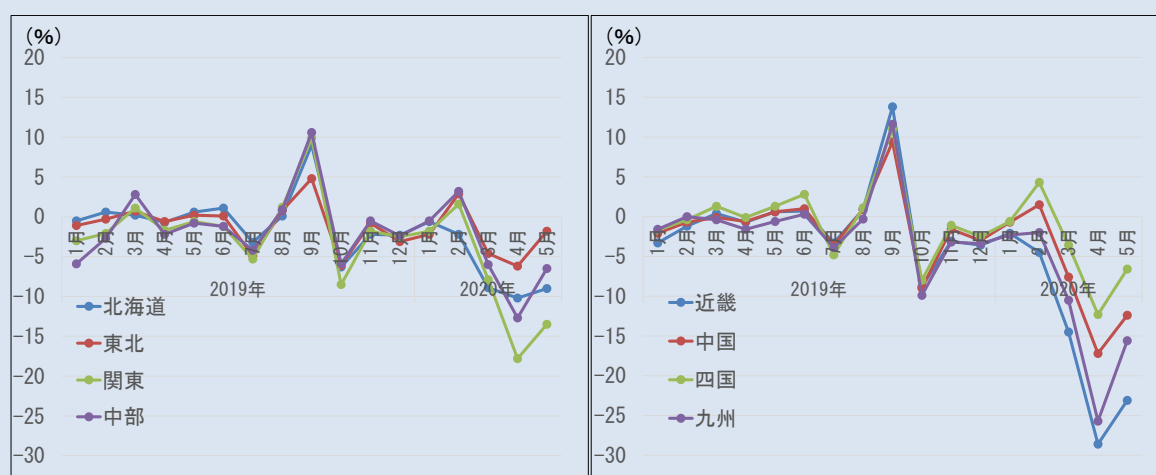
⁽⁴⁾ 家計動向、企業動向、雇用等、代表的な経済活動項目の動向を敏感に反映する現象を観察できる業種の適当な職種の中から選定した2,050人を調査客体として実施。DIの数値は景気の現状に対する5段階の判断において、良い判断からそれぞれ1点、0.75点、0.5点、0.25点、0点との点数を与え、これらを各回答区分の構成比(%)に乗じて算出。

⁽⁵⁾ 業況判断は、「良い」－「悪い」を有効回答者数で割って%で示したもの。

感染症の拡大防止の観点から外出控え、イベントの中止や自粛等が加速し、宿泊費や外食費等が大幅に減少したこと等から、二人以上の世帯の実質消費支出は前年同月比で3月は-6.0%、4月は-11.1%、5月は-16.2%となった⁽⁶⁾。

これを受け、百貨店・スーパーの販売額の前年同月比は、全ての地域において、3月、4月、5月のいずれの月もマイナスになり、とりわけ4月の減少が大きい（特に近畿及び九州⁽⁷⁾の減少が著しい）。

図6 百貨店・スーパー経済産業局別販売額前年同月比増減率の推移



(出典) 経済産業省「商業動態統計調査」

産業では、観光・運輸、飲食、イベントなどの関連産業が甚大な影響を受けている。

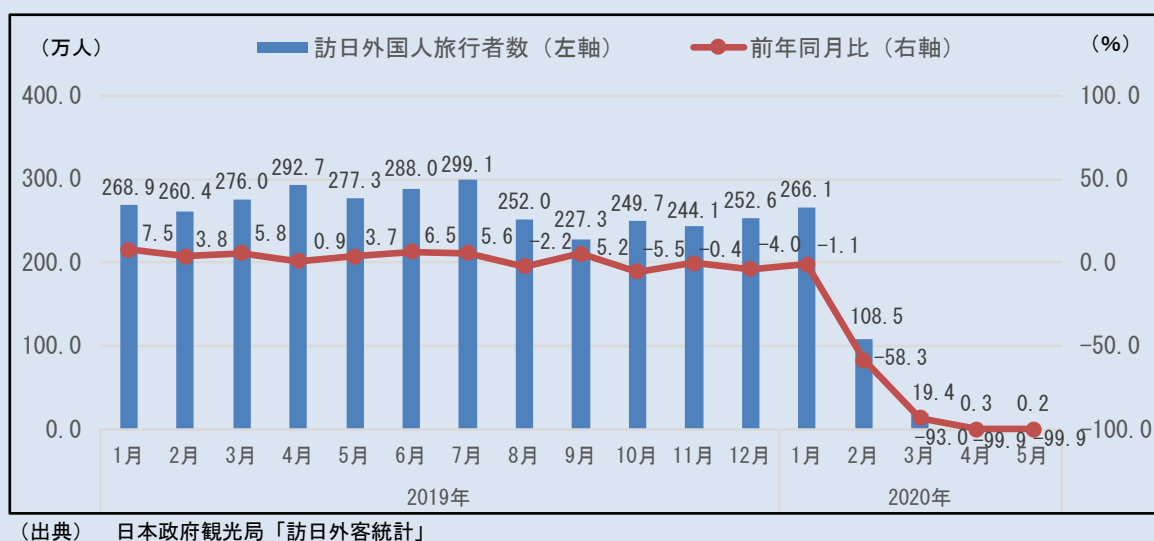
特に、これまで地方創生の^{けん}牽引役であったインバウンド需要は、世界的な感染症の流行に伴い、世界規模で人の移動が縮小したことにより、訪日外国人旅行者数が、2020年4月、5月には連続で前年同月比99.9%減⁽⁸⁾と大幅減少したことに加え、日本人の国内旅行者数も減少しており、観光業に支えられていた地域に大きな影響を与えている。

⁽⁶⁾ 総務省「家計調査」。また、同調査の2020年5月における費目別の前年同月比では、宿泊費(-97.6%)、パック旅行費(-95.6%)、交通費(-68.5%)、外食費(-59.9%)等の減少が大きい。パック旅行費は名目の前年同月比、宿泊費、交通費、外食費は実質の前年同月比。

⁽⁷⁾ 「九州」には「沖縄」の数字を含む。

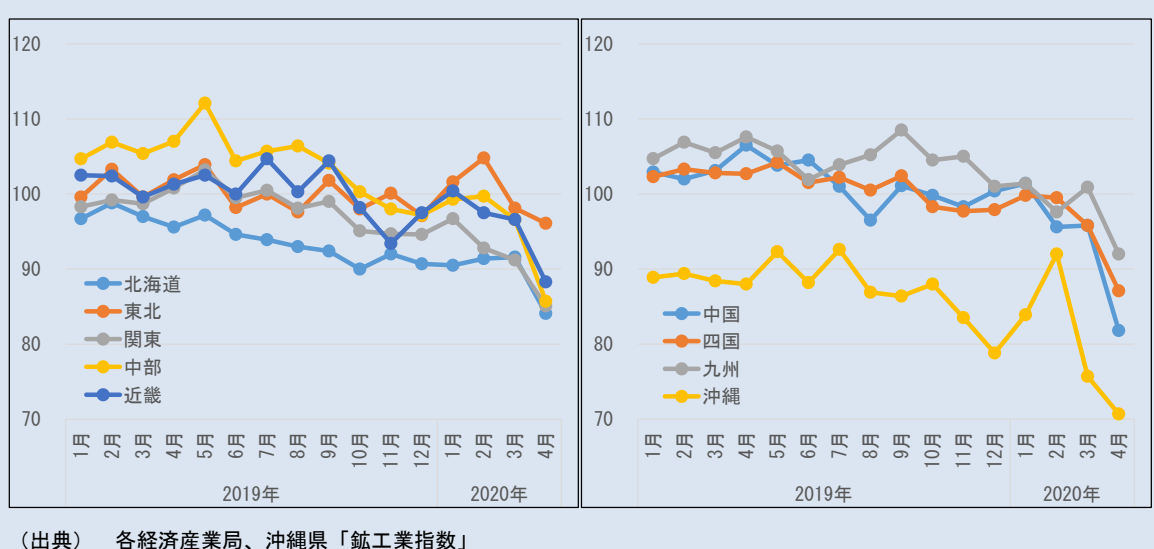
⁽⁸⁾ 日本政府観光局「訪日外客数」

図7 2019年以降の訪日外国人旅行者数と前年同月比の推移



また、海外経済において、需要の大幅な落ち込みやサプライチェーンの寸断による供給制約が生じていることを背景に、地域の企業の生産活動への影響も生じつつある。2020年4月には、全ての地域で前月よりも鉱工業の生産が減少している。

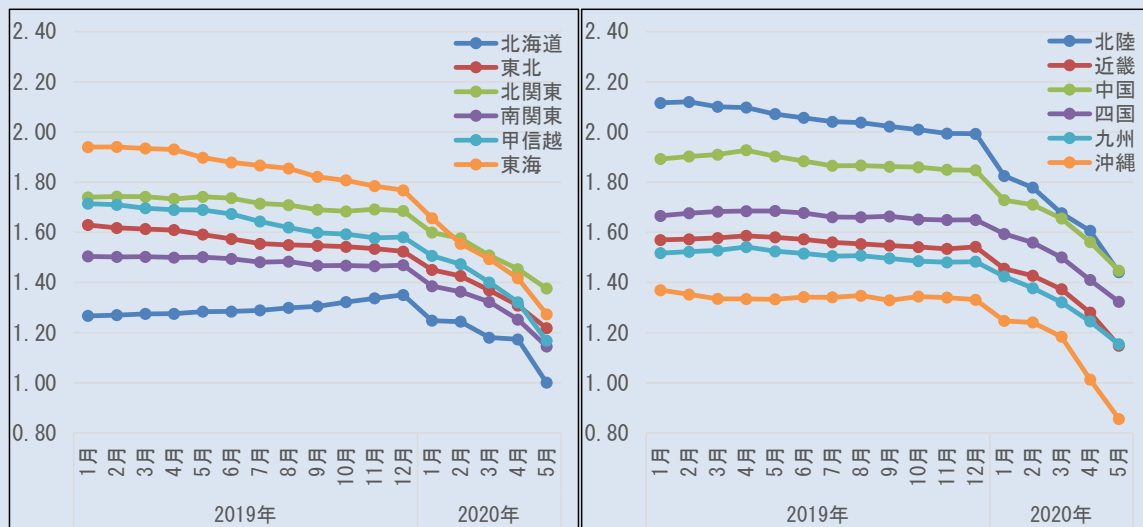
図8 地域別の鉱工業生産指数（季節調整値）の推移（2015年＝100）



こうした中で、改善を続けてきた雇用情勢について、2020年1月からは求人票の記載項目が拡充された影響や感染症の影響もあって⁽⁹⁾、求人は減少傾向になり、全ての地域で有効求人倍率が2020年3月、4月、5月に連続で低下している。

⁽⁹⁾ 令和2年1月からのハローワークシステムの刷新に伴い、働き方改革等の動きも踏まえ、より詳しい求人情報を求職者に提供しマッチングの強化を図るため、求人者に記載していただく求人票の記載項目の拡充を行った。その影響もあり、有効期間が終了した求人の一部に更新を差し控えるなどの動きが生じたものと考えられる。

図9 地域別の有効求人倍率（季節調整値）の推移



（出典） 厚生労働省「一般職業紹介状況」

また、全国の完全失業者数は 2020 年 2 月以降 4 か月連続で増加しており、完全失業率（季節調整値）も 2020 年 5 月には 2.9% となった（前月に比べ 0.3 ポイント上昇）⁽¹⁰⁾。

一方で、感染症による入国制限により外国人材の労働供給の減少が見られる。事業所によっては、十分な労働力を確保できないことから事業活動に支障をきたす可能性がある。

以上のように、景気の現状判断、個人消費、鉱工業生産及び雇用情勢に関して、多くの地域において顕著な悪化が見られるように、感染症の拡大は地域経済に非常に深刻な影響を及ぼしている。

⁽¹⁰⁾ 総務省「労働力調査」

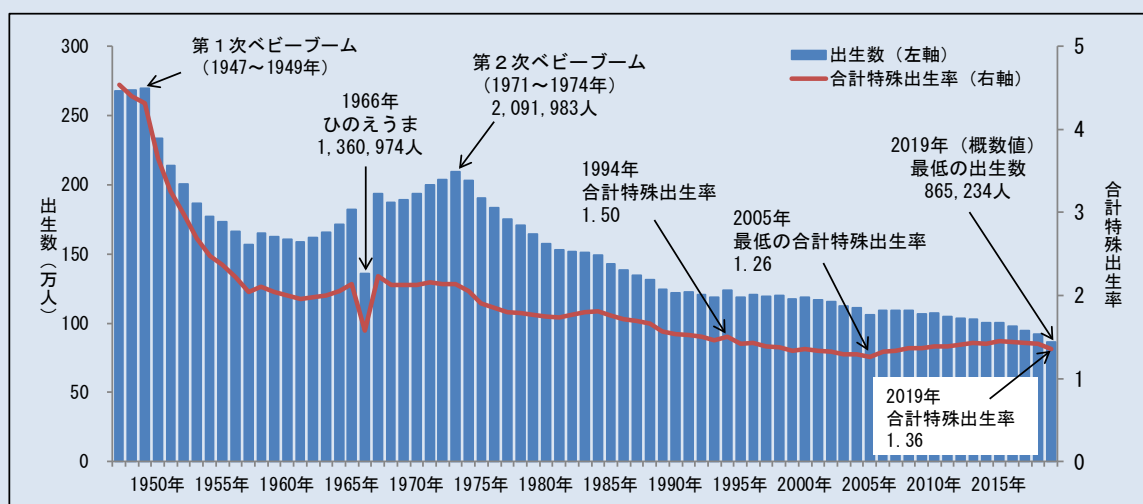
2. 人口等の状況

(1) 人口減少・少子高齢化の現状

我が国の少子化の進行、人口減少は深刻さを増している。出生数の減少は急速に進んでおり、2015年に100万6千人であった年間出生数は、2019年には86万5千人と、過去最少を記録し、いわば「86万ショック」とも呼ぶべき状況となった⁽¹¹⁾。また、合計特殊出生率については、2005年に最低の1.26を記録した後、上昇傾向となり、2015年には1.45まで回復したものの、その後は低下傾向にあり、2019年は前年に比べて0.06ポイント低下し1.36となった。都道府県別に見ても、2019年は40都道府県で前年より低下しており、全体的に見て低下幅も大きくなっている。

出生数の減少と死亡数の増加を背景に、我が国の人口は、2008年をピークに減少局面に入っている。2019年10月1日現在の人口推計⁽¹²⁾によると、我が国の総人口は1億2,616万7千人で、前年に比べ27万6千人の減少と、9年連続の減少となっている。65歳以上の人口は3,588万5千人、総人口に占める割合は28.4%を記録した。

図10 出生数・出生率の動向



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」に基づき作成。

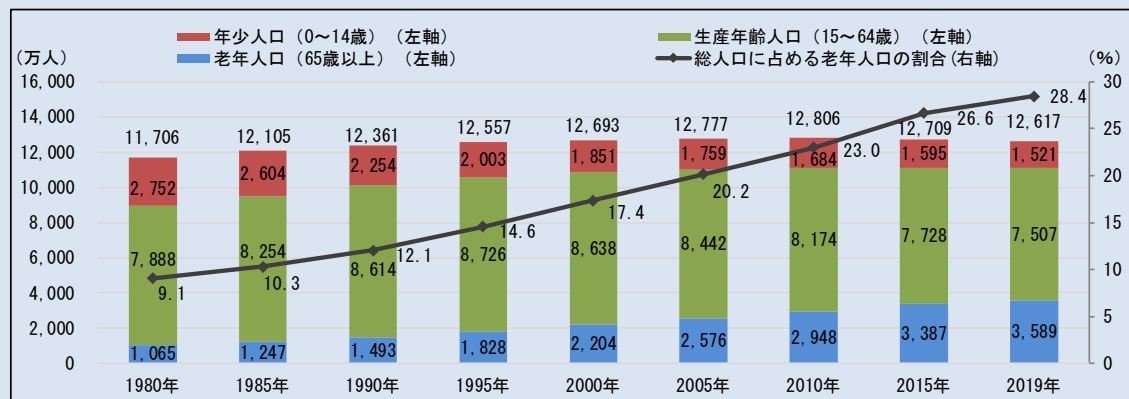
人口減少及び少子高齢化に伴い、生産年齢人口（15～64歳人口）は、2014年から2019年までの5年間で、全国では7,785万人（2014年10月1日時点）から7,507万人（2019年10月1日時点）へと278万人減少しているところ、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）を除く地方における生産年齢人口の減少が著しい（5,475万人（2014年10月1日時点）から5,186万人（2019年10月1日時点）へと289万人の減少）⁽¹³⁾。

⁽¹¹⁾ 厚生労働省「令和元年（2019）人口動態統計月報年計（概数）」（2020年6月5日公表）

⁽¹²⁾ 総務省「人口推計（令和元年10月1日現在）」（2020年4月14日公表）

⁽¹³⁾ 総務省「人口推計（令和元年10月1日現在）」（2020年4月14日公表）

図 11 人口・総人口に占める老年人口の割合の推移



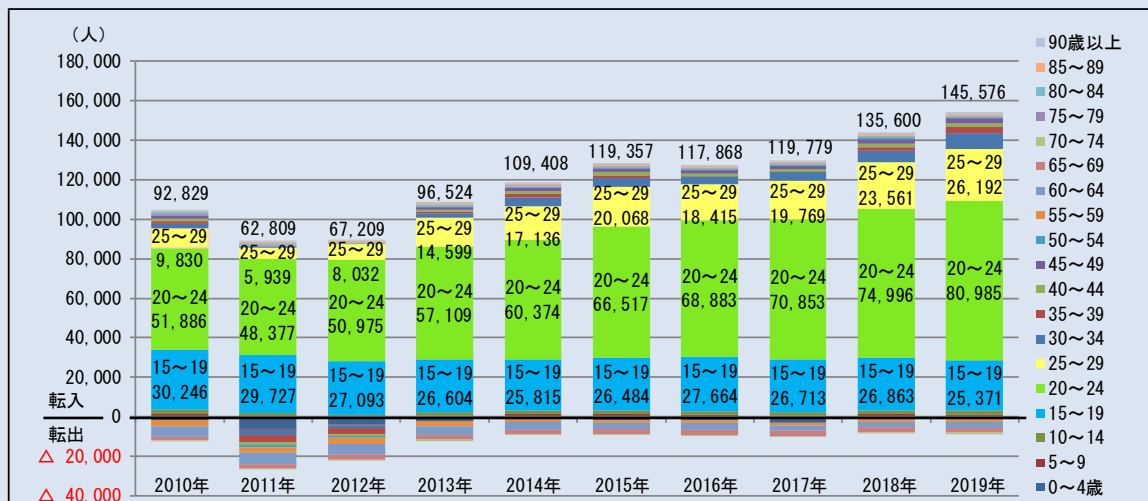
(資料) (2015 年まで) 総務省「国勢調査」、(2019 年) 総務省「人口推計 (令和元年 10 月 1 日現在)」(2020 年 4 月 14 日公表) に基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において年齢不詳を按分の上、集計。

(2) 東京圏への転出入の現状

東京圏への転入超過数は増加傾向にあり、2019 年には、14 万 6 千人（転出者数 35 万 2 千人に対し転入者数 49 万 8 千人）⁽¹⁴⁾ を記録する等、東京圏への一極集中の傾向が続いている。このような中で、2019 年の東京圏の人口は 3,672 万 8 千人となり、全人口の約 3 割が集中している。

東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、2019 年は 15~19 歳（2 万 5 千人）と 20~29 歳（10 万 7 千人）を合わせて 13 万人を超えている⁽¹⁵⁾。若年層の年齢階層ごとの動向を見ると、15~19 歳の転入超過数は、近年、減少傾向にあるものの、20~24 歳、25~29 歳の転入超過数は、増加傾向にある。転入と転出に分けて見ると、20 歳代の転入数の増加傾向と、30 歳代から 40 代前半の転出数の減少傾向とが、近年の転入超過数に大きく影響している。

図 12 東京圏への年齢階層別転入超過数の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告 (2010 年-2019 年/日本人移動者)」

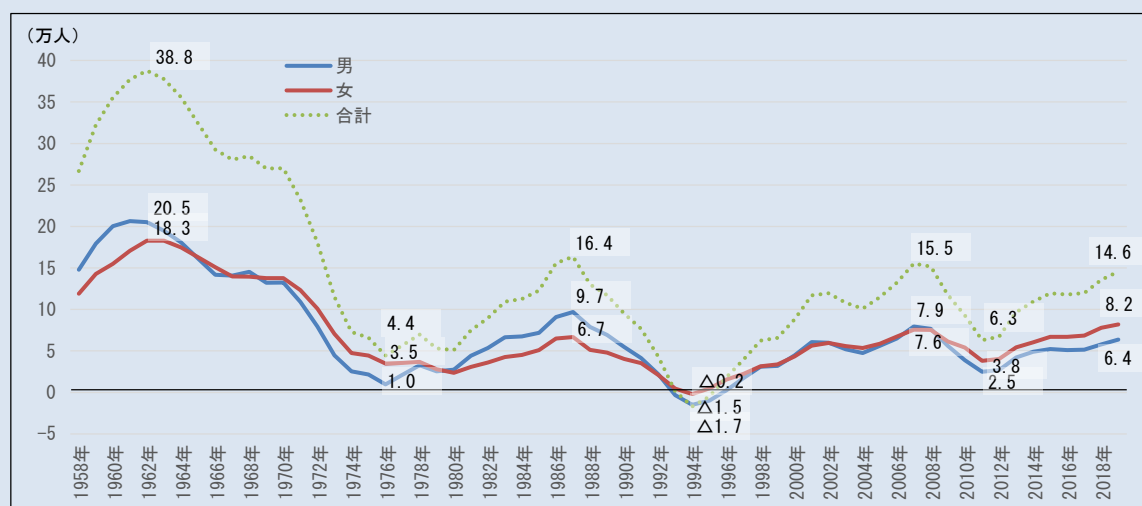
⁽¹⁴⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2019 年 (令和元年) 結果」(2020 年 1 月 31 日公表)

⁽¹⁵⁾ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2019 年 (令和元年) 結果」(2020 年 1 月 31 日公表)

一方で、アンケート調査⁽¹⁶⁾によると、東京圏在住者（20～59 歳）の約半数が地方圏での暮らしに関心を持っており、若い人ほど関心が高く、また、地方圏出身者（転入者）の方が東京圏出身者よりも関心が高いという結果になっており、地方への関心や地方移住への意向を実際の地方移住につなげていくことが必要である。

さらに、東京圏への転入超過数を男女別に見ると、2019 年は男性が6 万 4 千人、女性は8 万 2 千人となっており、近年は女性の転入超過数が男性を上回る傾向にある。同調査によると、地方圏出身者 20 代 30 代の女性が「地元に戻らない理由」としては、「仕事がないこと」等のほかに、「地元の価値観（働く未婚女性への固定観念等）になじめない」といった意見も見られた。こうした状況を踏まえると、地方における魅力的なしごとづくりに加え、地方における女性の活躍に向けた環境整備を積極的に進める必要がある。

図 13 東京圏への男女別転入超過数の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告（日本人移動者）」

⁽¹⁶⁾ 内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業 報告書」（2020 年 5 月 15 日公表）。①Web アンケート調査：東京圏在住者（20～59 歳）10,000 名（一都三県の実人口＜2015 年国勢調査＞に応じて割付）、②グループインタビュー：東京圏在住者（20～39 歳）18 グループ・104 名）。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an15>

第2章 政策の方向

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定。以下「第2期「総合戦略」という。）において、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指し、2020年度を初年度とする今後5か年の施策の方向性として、4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、施策を推進することとしている。

他方、足元では、感染症が拡大し、地域経済・生活に甚大な影響が出ている。例えば、産業面を見ると、

- ・外出自粛や営業自粛・休業により、観光関連サービスや、街中で営業している文化・芸術活動、飲食・娯楽サービスに大きな影響を与え、
- ・営業自粛・休業を行った事業者だけでなく、直接又は間接に物品やサービスを納入する取引先の事業者も、休業の有無に関わらず、苦しい状況にある、
- ・ライフスタイルの急激な変化や消費マインドの冷え込みにより、消費全体の落ち込みに加え、一部商品の極端な過不足など消費構造全体が大きく変化し、製造事業者は、その急激な変化の影響を受けている、
- ・医療従事者をはじめ、スーパー、宅配など、生活を支える基礎的なサービスを提供する人材（エッセンシャルワーカー）が不足している、

等、広範な産業セクターに、危機的状況や大きな変化をもたらしている。

また、暮らしの面を見ると、

- ・営業自粛・休業により、雇用や所得に大きな変化が生じた、
- ・在宅勤務や休校により家で過ごす時間が長くなり、生活に大きな変化が生じた、
- ・安心して子どもが学校に通えない、高齢者等が病院に通えない、
- ・この先どうなるかわからない、元の日常生活には戻れないのではないかと不安がある、

など、こちらも厳しい状況にある。

このため、まずは、感染症の拡大を防止し、早期に収束させ、地域住民の命を守ると同時に、雇用の維持と事業の継続を確保し、人々の暮らしを支え、守り切らねばならない。また、地域経済を早期に立て直し、さらには、危機に強い地域経済の構築を図り、感染症の克服と経済活性化の視点を入れつつ、感染症を乗り切った後に、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた取組を加速化していくことが必要である。

<現下の取組>

これまで政府としては、感染拡大を防止し、早期に収束させるとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに取り組む観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾⁽¹⁷⁾、第2弾⁽¹⁸⁾、さらには「生活不安に対応するための

⁽¹⁷⁾ 令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定

⁽¹⁸⁾ 令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定

緊急措置」⁽¹⁹⁾等を実行してきた。

さらに、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）を策定し、感染拡大の防止に努めるとともに、雇用・事業・生活を守り抜き、経済の力強い回復と社会変革の推進を実現することとしている。緊急経済対策は、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続のための支援の更なる強化、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④将来を見据えた強^{じん}靱な経済構造の構築及び⑤今後への備え、を5つの柱とし、雇用維持・資金繰り対策や、地域経済の活性化策等を時間軸について十分に意識しつつ行うこととしている。

加えて、令和2年度第2次補正予算を編成（令和2年6月12日成立）し、雇用調整助成金の拡充、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設などの措置を講ずることとした。

<今後の取組の進め方>

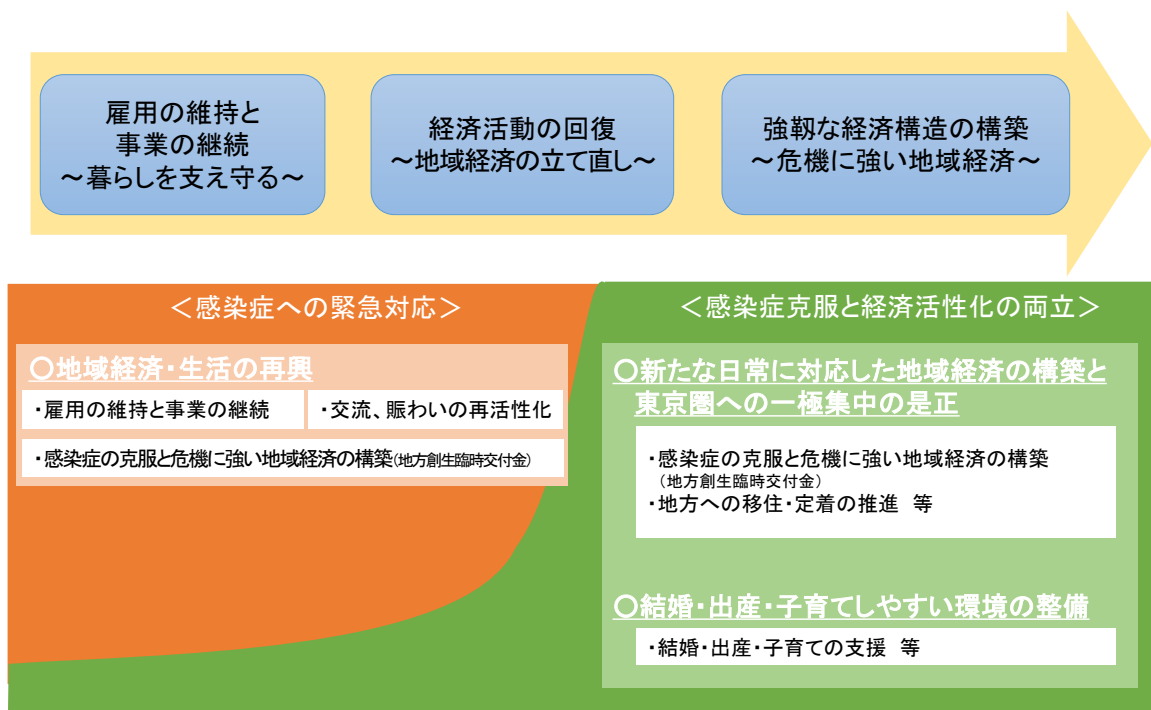
感染症の拡大に伴う、テレワークなどの経験により、地方移住や、副業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じてきている。この変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速化しなければならない。全国津々浦々、医療、福祉、教育など社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進めつつ、ポスト・コロナ時代の新たな日常に向けて、東京圏への一極集中の是正、結婚・出産・子育てしやすい環境の整備に向けた取組の強化を図る。

今後とも、感染症による厳しい状況を克服し、地方創生の実現を目指していくため、以下のとおり、「雇用の維持と事業の継続」、「経済活動の回復」及び「強^{じん}靱な経済構造の構築」という3つの局面を意識しつつ、本基本方針に基づく取組を速やかに実行する。

また、感染症の状況及び地域経済・生活の状況は異なるため、地域ごとに該当する段階及び取るべき対策は異なる。地域の実情に応じて、必要な段階で必要な対策を柔軟に取り組めるよう、支援を行っていくことが必要である。

地方創生は、各地域・地方公共団体が、その強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要である。国は、この各地域・地方公共団体の取組を支援することが基本である。しかし、国が自ら取り組むべき施策については、国が積極的に進めることが必要である。まち・ひと・しごと創生本部が国の施策の司令塔として、関係省庁の連携を強めて迅速に取り組む。

⁽¹⁹⁾ 令和2年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定



I 雇用の維持と事業の継続～暮らしを支え守る～

感染症により地域の経済・生活に影響が生じていることを踏まえ、その緊急対応として、感染症の拡大防止及び早期収束に全力で取り組むとともに、地域の雇用、事業活動及び生活を守り抜き、危機を克服することで、その後の地域経済の回復の基盤を築く必要がある。

このため、資金繰り対策、地代・家賃負担軽減のための支援、資本性資金の供給など、地域の経済・雇用を支える事業者等への支援や、生活に困っている人々への支援、きめ細やかな雇用対策等を進めるなど、緊急経済対策等を通じて雇用の維持と事業の継続に取り組む。さらに、感染症克服後の地方創生の取組の加速化を見据えて、情報通信技術の活用等の創意工夫を凝らすことで感染症の拡大に懸念を与えずに行うことができる取組を推進していくことが重要である。

II 経済活動の回復～地域経済の立て直し～

感染症により、地域経済・生活に影響が生じ、個人消費も落ち込んでいることを踏まえ、国内のひとの流れ、地域の賑わいを作り出すとともに、消費需要を喚起するなど、反転攻勢策を講ずることで、地域経済の早期回復を図る。

このため、魅力あるコンテンツづくり等による観光の再始動、関係人口の創出・拡大など、地域内外の交流の再活性化や、地域の賑わい創出の取組を進めていく。

III 強^{じん}靱な経済構造の構築～危機に強い地域経済～

地域経済の回復の流れを確立するとともに、新たな日常に対応した、危機に強い地域経済に変革していく必要がある。感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れつつ、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた取組を加速化していくこと

が重要である。

感染症の克服と強い地域経済の構築を進めるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「地方創生臨時交付金」という。）の活用や、地方大学の産学連携強化と体制の充実、リモートワーク推進等による移住の推進等に取り組むとともに、結婚・出産・子育ての希望の実現に向けた取組を推進する。

1. 地域経済・生活の再興

感染症により地域経済・生活に甚大な影響が生じていることを踏まえ、雇用の維持と事業の継続を確保し、地域の経済・生活を守り抜くとともに、地域内外の交流の再活性化や、地域の賑わいの創出等に取り組み、地域経済を早期に立て直す。

多くの地方公共団体において、既に、知恵と工夫を凝らし、この状況を打開するための取組が進められている。地域の実情に応じて、効果的な対策を講じていくためには、感染症が地域経済・社会に与える影響を適時適切にデータで把握できることが必要であることから感染症対策用に RESAS の機能拡充を行う。具体的には、これまで搭載できていなかった即時性の高いデータを民間企業から収集し、ウェブサイト上で広く、定期的に情報提供する取組を行っていく。これにより、地方公共団体における効果的な施策の企画・立案や、地域金融機関、商工団体等の活動を後押しする。

(1) 雇用の維持と事業の継続

感染症による経済活動・人的交流が縮小している中において、地域の活力の基盤となる雇用、事業活動を維持し、地域の人々の暮らしを守り切ることが必要である。

このため、緊急経済対策等においては、持続化給付金、雇用調整助成金、特別定額給付金、家賃支援給付金などの対策や、地域雇用維持及び事業継続のための地域の取組の支援等を行うこととしている。引き続き、地域の雇用の創出・確保に取り組むとともに、若者、高齢者、女性、障害者を含め、あらゆる人々が地域で活躍できるよう、就職等への支援を行っていく。さらに、事業を継続できるよう、地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を支援するなど、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業に対する支援を強化する。同じく、地域社会において重要な産業である農業を担う多様な人材の育成・確保に取り組み、人手不足に直面する地域を支えていく。

また、情報通信技術等の活用により、物理的な移動・交流を行わずとも、事業活動、生活を継続し、地域経済を活性化させることが可能である。このため、情報通信技術等を活用した新たな商品サービス開発・新事業の創出等の取組を支援し、地域経済を維持・発展させていく。

(2) 交流、賑わいの再活性化

大幅に落ち込んだ地域の消費を回復していくため、新しい生活様式に対応しながら、地域が誇る、特色ある農林水産品、観光資源などの地域資源を最大限に活かして地域の魅力を高めることで多様な人々の交流、まちの賑わいを創出するとともに、地域の消費需要を喚起していくことが必要である。同時に、魅力ある多様な地域資源を活用して地域のブランド力を高め、海外を含む地域外の需要を取り込むための環境の再構築を図る必要がある。ただし、感染症や地域経済・生活の状況を注意深く見極めながら、感染症の拡大防止を前提として、新しい生活様式に対応しつつ、これらの取組を再開させていくことが重要である。

このため、今般の感染症の影響により売上等に大きな打撃を被った観光・運輸業、

飲食業、イベント・エンターテインメント業等に対する支援や、地域の活性化に取り組むこととしている。引き続き、新しい生活様式に対応するための環境整備について支援を進めながら、緊急経済対策に掲げられた施策も含め、多様な地域の資源を活かした魅力あるコンテンツづくりや、観光消費拡大のための受入環境整備等に取り組むとともに、観光事業者による誘客の多角化や高付加価値化の取組を支援するなど地域経済を担う中小事業者の支援を行う。また、地域商社や観光地域づくり法人（DMO）等、地域資源を活用したビジネスに取り組む担い手の育成・確保等に取り組むとともに、特色ある農林水産品、観光資源などの地域資源を活用した新たな商品やサービスの開発、マーケティングやブランディング、海外を含めた販路開拓等への支援を行う。

また、地域経済・生活を再興するためにも、地域の担い手を確保することが重要である。この点、関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、地域経済の発展につながることを期待できる。このため、中間支援組織等と連携・協働を進めながら、関係人口と地域活性化に取り組む地方公共団体等の取組を支援するとともに、東京から地方へのU・Iターンによる起業・就業者の創出や、地域おこし協力隊の更なる拡充等に取り組み、地域で活躍する人材の確保を推進する。

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

感染症克服と経済活性化の両立の視点を踏まえ、地域経済の回復の流れを確立するとともに、それぞれの地域において、ICTの技術を活かしてしごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保し、新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正に取り組む。

(1) 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）

①地方創生臨時交付金の創設の目的と現状

緊急経済対策（令和2年度第1次補正予算等）において、感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方創生臨時交付金が創設された。

地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じた地方独自の取組の財源に柔軟に充てることができるよう、高い自由度で活用することができる仕組みとしており、感染症の感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業に係る国庫補助事業等の地方負担分と地方単独事業を対象としている。

令和2年度第2次補正予算では、地方創生臨時交付金を拡充し、交付限度額について、その算定上、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の2つの区分の合計額としている。このうち、事業継続等への対応分については、主として、当面の事業継続や生活・雇用の維持、一時的な感染症対策等に関する事業を想定している。また、「新しい生活様式」等への対応分については、主として、「新たな日常」に対応した、社会的な環境の整備、新たな暮らしのスタイルの確立、新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進のための対応に関する事業を想定している。

地方創生臨時交付金は、感染拡大の防止や、事業継続・雇用維持に向けた十分な対策の確保と同時に、継続・回復段階にも目を向け、地域経済の構造そのものを、未来を見据えた新たな形に変革するためのものである。また、各地域において、産官学金労言士をはじめとする多様な関係者が力を合わせて、知恵と工夫を出し合って感染症を克服するためのものである。特に、次の3点を狙いとしている。

- ・国の施策では手の届かない、現場の実情に即した機動的な取組に使用する
- ・感染拡大防止策を十分行えるよう、十分な事業量を確保する
- ・各地域の出口を見据えた取組を促進する

その執行においては、次の3点を意識した運営を進めており、その結果、令和2年度第1次補正予算の地方単独事業分として、全国、1,788の地方公共団体から実施計画の提出があり、1兆6,100億円規模の事業が、既に動き出しつつある。

- ・常に地方公共団体の判断を最大限尊重し、国は、その執行サポートを行う
- ・計画の柔軟な変更や遡及適用を認めるなど、極力、執行に制約を設けない
- ・用途や実績・効果に関する情報開示を求め、市民を巻き込んだ政策目的実現のための継続的な改善の起点とする

②強^{じん}靱かつ自律的な地域経済の構築

感染症の拡大に伴い、我々を取り巻く経済と暮らしの各領域にわたって、これまでの常識が通用せず、対症療法では解決できない多くの課題が生じている。また、新型コロナウイルスの感染は、今後の推移が不透明であり、かつ、将来、類似の事態がいつまた発生するかも分からない。他方で、人々の意識は大きく変わり始めている。ピンチをチャンスに変える。この意識の変化を、一挙に政策で後押しし、「感染症に強い、次の時代の地域経済や新しい生活様式に向けた改革」を進めていかねばならない。

人口減少に伴う国内市場の収縮が進む中で、地域経済が投資を続けるためには、今までの全国規模の市場秩序に依存した仕組みの大幅な改善と改革が必要な状況となっている。こうした中長期的な変化に対応する改革も含め、今回の厳しい状況と人々の意識の変化を糧に、地域経済は、改めて域内外の連携を強化し自律性を備えることが必要である。すなわち、全国規模の需給変動等に対して、柔軟に対応でき、地域の暮らしと仕事にも、安全と安心をもたらす仕組みへと変貌を遂げていくことが必要である。まさに、地域経済の構造そのものを、未来を見据えた新たな形に、一挙に改革することが期待される。

このため、地域が、必要なスキルと人材を新たに集め、IT等を活用した柔軟かつ一層安心な生活インフラの構築や、市場への多様な販売ルートの確保など、全国や海外との市場のつながりを直接求めながら、また、地域内の経済循環や新たな価値交換の仕組みづくりを行いつつ、地域の生き残りを賭けて、地域経済の自律性を高める必要がある。その際、「新たな日常」という多様な分野に関係する大きな課題への挑戦であることから、地域のプロ人材など多様なスキルを持つ人材の参画を得ながら、地方創生の取組体制を強化することが重要である。

また、新しい生活様式への対応は、人々が都会に居住することについて、改めて考えるきっかけとなると考えられる。現に、働く場所と住む場所との関係が、リモートワーク等の環境整備や社会全体の意識の変化によって、柔軟な関係に立つことができると、大きな意識変革が生まれつつある。さらに、例えば、都会に住む人々も関係人口として関わる地域を持つことにより、心のつながり先を持ち、都会に住みながらも日々の生活を更に充実させることができることに気が付き始めている人も出てきている。中長期にわたり感染対策のために人の接触を減少させるために、サテライトオフィスやワーケーションの活用、オンラインとオフラインの融合した働き方や生活の仕方を浸透させることで、オフラインでの温かみのある価値に気が付きをもたらす大切なチャンスともなる。こうした、働き方、生活の仕方の変化への気付きは地方創生の新しい原動力となる。

これまで地方創生で培ってきた各地域のネットワークを活かし、今回の危機を

契機に新たな担い手も巻き込みつつ、人々の意識の変化を、大きな政策変化への後押しにつなげていくべく、地方公共団体及び地域の社会的事業主体が大きな取組の輪を形成していく必要がある。

このように、地域経済について、事業の継続・回復段階にも目を向け、地域経済の構造そのものを、未来を見据えた新たな形にシフトする「地方創生を加速させるための資金」として本地方創生臨時交付金を捉え、「IT と人材を駆使して、都市部と変わらぬ最先端の利便性と生産性を達成する」「暮らしや事業のインフラを、自律共助の精神で、官民が力を合わせて支える」といった、2つの力学をバネに、自律的経済へのシフトを進め、地域の未来の姿を再度描いていく必要がある。

(i) 地域の未来に向けた3原則

感染症にも経済危機にも強い、強^{じん}靱かつ自律的な地域経済を構築していくため、以下の3原則の下、政策を展開する。

第1原則：プロ人材を含む人材への積極的な投資

既存の企業や業態の中の人材が外部で活かせるスキルを保有しており、これを活用することが必要である。例えば、各企業でデジタルスキルを担ってきた多くの人材を教育や医療の現場のIT化に活かすことや、財務や広報、経営戦略にそれぞれ通じた人材の知見を、学校経営や、医療ネットワークの構築、販路の多様化や地域の魅力向上など地域の取組に活かしていくことが必要である。

このため、兼業・副業を積極的に推進し、域外からも含めた人材の活躍の場を広げる。また、それを引き出すリーダーやその地域でチャレンジする人を支える中間支援組織には、各人材や組織の置かれた状況の中でそのパフォーマンスを引き出せる幅広い経験を持つプロ人材をしっかりとした処遇により積極的に登用する。

第2原則：デジタル技術への積極的な投資

遠隔医療、遠隔教育、テレワーク及び地域公共交通の再生をはじめ、現下、地域で懸案となっているほぼ全ての課題に、デジタル技術の活用は不可避である。先行的に取組が進んだ地域において知見を得た人材を有効に活用しながら、地域の隅々まで、日本社会のデジタル技術を活用した課題解決を進める必要がある。

第3原則：新たな社会的事業主体の育成

地域が支え合い、海外展開も含め新たな成長軌道を作っていくためには、それを担う主体と事業インフラが必要となる。また、それを持続可能としていくためには、公的資金だけではなく、事業継続のために収益を得る持続可能な民間での資金循環が欠かせない。このため、関係事業者が、これまでの慣行を見直し、業種ごとの縦割りから脱却し、自律共助の精神の下、投資を持ち寄り、

ルールに基づいて収益を分け合うビジネスモデルを作ること等によって、地方公共団体独自の取組と併走、又は協働していくことが求められる。

また、観光地域づくり法人（DMO）、地域商社、エリアマネジメント団体、小さな拠点の運営組織などの民間組織との連携・協働を進めてきた。今後も、地方公共団体だけでなく、これらの組織が、例えば、地域の教育を支える、地域の医療を支える、地域の物流に協力する、地域の移動手段を助ける等、仕事や暮らしの様々な局面において、様々な形で、既存の社会インフラや事業インフラを支えることが考えられる。このような活動を担う社会的事業主体（ソーシャルベンチャー）は、地方公共団体の政策課題を迅速に解決する、重要なパートナーである。さらに、地域を越えた連携を促し、その活動を支える中間支援組織を育成していくことも重要である。

（ii）「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等（「地域未来構想 20」の促進等）

上記の考え方の下、各地域では、地方創生臨時交付金を活用し、経済活動の回復、強^{じん}靱な地域経済の構築に強力に取り組むことが期待される。対応すべきテーマは多岐にわたるが、特に、地方創生臨時交付金の交付限度額の算定における「新しい生活様式」等への対応分については、地域の社会経済構造そのものを将来の感染症リスクに対しても強^{じん}靱なものへと改革することを推進する観点から、交付限度額の算定上特に考慮されたものであることを十分に踏まえ、本地方創生臨時交付金を活用し、特に地域の未来にコミットする、以下に例示するような政策分野に関連する、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業（「地域未来構想 20」と称する。）を実施することが期待される。

（a）社会的な環境の整備

3密対策	3密対策を実施したより快適な空間の創造
発熱外来	発熱外来ネットワークを整えるためのハード・ソフト両面からの投資
キャッシュレス	キャッシュレス決済の普及推進及びデータの利活用
行政 IT 化	行政手続の徹底したオンライン化・電子処理化及びネット発信の強化
防災 IT 化	感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築
脱炭素社会への移行	地域の再エネ/分散型電源の活用による脱炭素化と強 ^{じん} 靱化
スーパーシティ	大胆な規制改革を伴う「コロナ対応型スーパーシティ」の前倒し実現
地域経済の可視化	RESAS で地域経済を「見える化」、データに基づく施策立案を促進

(b) 新たな暮らしのスタイルの確立

教育	GIGA スクール構想の更なる加速・強化等による新たな時代に相応しい教育の実現
医療	オンライン診療・オンライン服薬指導を行うための支援
地域交通体系	MaaS などを取り込んだ新たな地域交通体系の整備
文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス	地域の文化芸術・スポーツ・コンテンツビジネス等の創造発信
リビングシフト	都市と地域の両方の良さを活かして働く・楽しむスタイルの開拓
ハートフル	ひとり親家庭、単身高齢者等への新しいつながりの創出

(c) 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進

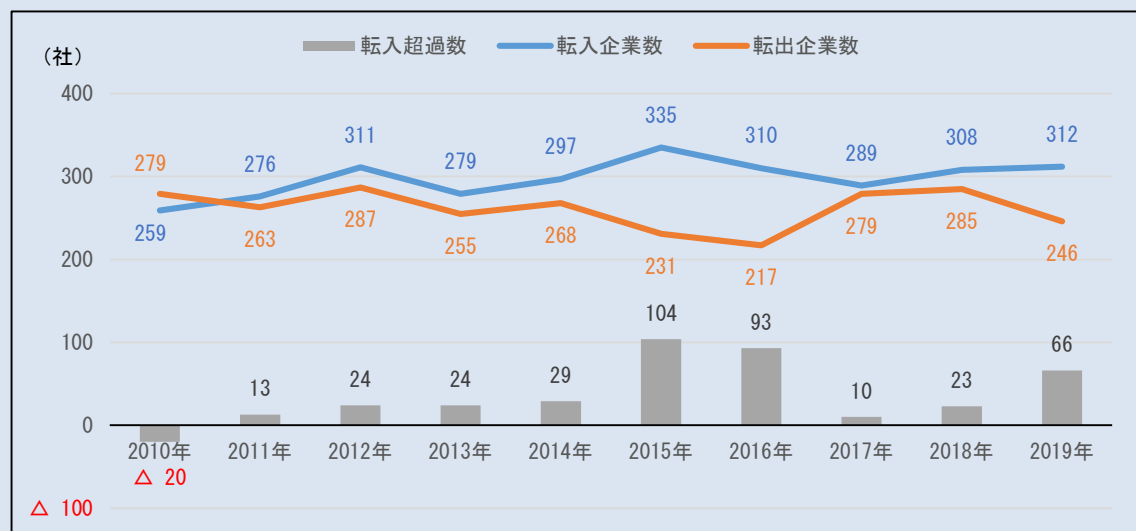
強い農林水産	強い農林水産業及び食料産業の実現に向けた新たな投資促進・労働力確保
地域商社、観光地域づくり法人(DMO)	地域商社、観光地域づくり法人(DMO)、ローカルベンチャー等を通じ、ソーシャルデザインの力も活かした、地域経済力の強化
物流の進化	新技術を活用した地域内物流の効率化など物流基盤の整備
新たな旅行	「新しい旅行スタイル」実現のため、宿泊、飲食、運送等のトータルな環境整備や新たなビジネス展開の促進
商品券・旅行券	3密対策や新たな商品と連動した誘導型の商品券・旅行券の発行
事業構造改革	地域 ^{けん} 牽引企業群の形成・事業再生等を通じた事業構造改革の徹底推進

(2) 地方への移住・定着の推進

東京圏への転入超過数の大半を 10 代後半及び 20 代の若者が占めていることを踏まえると、東京圏への移動は、進学・就職が大きなきっかけであることから、地方に魅力ある学びの場、働く場をつくり、地方へのひとの流れを大きくしていく必要がある。

また、東京圏への人口の転入超過が続いている上、近年は東京圏への転入企業数が東京圏からの転出企業数を上回っているとの調査結果⁽²⁰⁾もあるように、東京圏には、人口、企業が集中しているとともに、通勤・通学時間の長さ・混雑等の問題が生じている。このような中で、今般の感染症が都市部を中心に拡大していることを踏まえ、都市部への人口集中・過密に伴うリスクを減少・回避することの重要性についての認識が広がってきている。さらに、中央防災会議においては、人口が集中している東京圏に首都直下地震、富士山の噴火等の巨大災害が発生した場合は、広域かつ非常に多くの住民の生活や経済活動に影響を与えると指摘⁽²¹⁾し、周知している。このようなリスク・被害の軽減や、国・企業の BCP の観点からも、東京圏への一極集中の是正を進める必要がある。

図 14 東京圏への転入企業数・東京圏からの転出企業数の推移



(出典) 株式会社帝国データバンク「特別企画：全国「本社移転」動向調査（2019年）」に基づき作成。地方から東京圏へ本社を移転した企業を「転入企業」、東京圏から地方へ本社を移転した企業を「転出企業」、転入企業数と転出企業数の差を「転入超過数」としている。

⁽²⁰⁾ 株式会社帝国データバンク「特別企画：全国「本社移転」動向調査（2019年）」

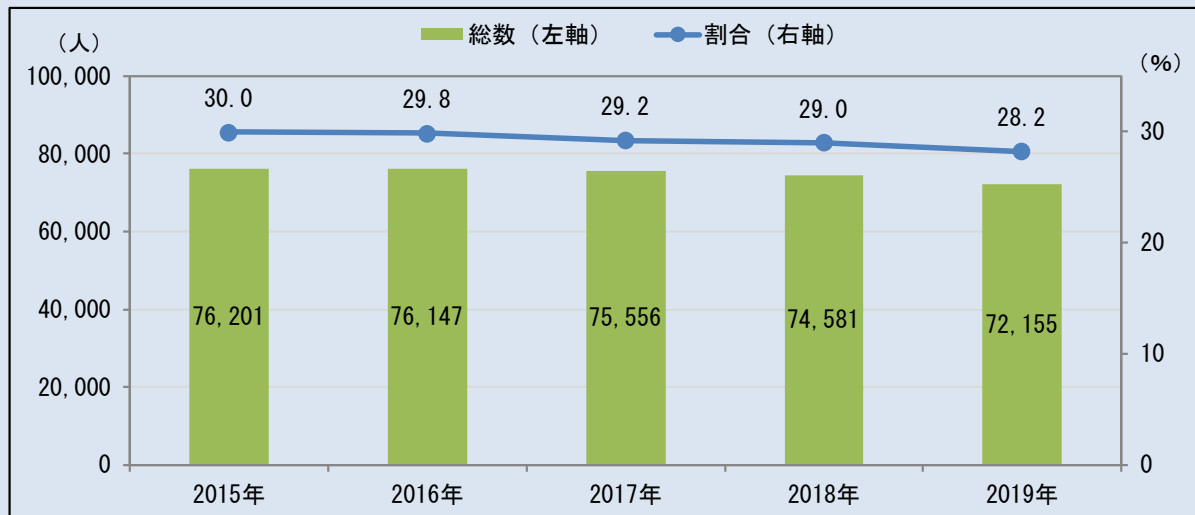
⁽²¹⁾ 「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」(令和2年4月。中央防災会議 防災対策実行会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ)

「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」(平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ)

①地方大学の産学連携強化と体制充実

東京圏の大学に進学する者のうち、東京圏外からの進学者は減少傾向にあるものの依然として約3割を占めており、また、地方大学に進学・卒業した者についても、地域によっては半数以上が地域外に就職する傾向があるとの調査もあることから、進学・就職それぞれのタイミングで、地方定着を促していくことが必要である。

図 15 東京圏外から東京圏の大学への進学者数



(資料) 文部科学省「学校基本統計」に基づき作成。図中の「割合」は、東京圏の大学への進学者数に占める東京圏外からの進学者数の割合を指す。

地方大学には、地域「ならではの」人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に取り組む地方大学の機能強化を図ることが重要である。また、若者を惹きつけるような魅力的な地方大学を実現するためには、このような地方大学の特色を活かした優れた取組を重点的に支援することが重要である。

このため、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向け、地方公共団体や産業界を巻き込んだ検討を行い、地方においても今後更にニーズが高まるSTEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員の増員やオンライン教育を活用した国内外の大学との連携等を盛り込んだ、魅力的な地方大学の実現とともに魅力的な雇用の創出・拡大のための改革パッケージを早急に取りまとめる。また、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。あわせて、地方大学・地域産業創生交付金により地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組に対して重点的に支援を行い、「キラリと光る地方大学づくり」を進めていく。

また、地方のサテライトキャンパスの設置の促進や、地方における魅力的なインターンシップを推進すること等により、就職先を決める前の段階で地方や地方企業の魅力を知る機会を創出するとともに、奨学金返還支援の取組を更に広げていくことで、若者の地方への定着を強力に促す。

②リモートワーク推進等による移住等の推進

感染防止に当たっては、3つの密（密集、密接、密閉）を避ける行動が必要であり、リモートワークが有効であると考えられる。このような中で、全国で約3割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住や、副業、ワークライフバランスの充実への関心の高まりが見られる⁽²²⁾など、リモートワークに関する企業の取組が進展するとともに、国民の意識・行動も変容してきている。また、感染症の感染が拡大し、医療機関への受診や、教育機関への通学等が困難になった状況を踏まえ、緊急経済対策等においてオンライン診療・電話診療の活用や、遠隔教育の推進に取り組むなど、情報通信技術の活用を重点的に進めている。

このようなリモートワーク・リモートサービス等を通じた働き方・生活様式に対する変化も活かして、地方におけるサテライトオフィスの開設、地方におけるリモートワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、若者を惹きつけるような魅力あるしごとを地方につくりだすとともに、地域の魅力を高めることで、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正する。

具体的には、国民の意識・行動が大きく変容してきている、この機会を逃すことなく、東京の大企業を中心とした企業の地方へのしごとの移転、社員等の地方移住に向けた機運の醸成及び地方創生に資する実例の創出に向け、経済界、関係省庁との連携体制を構築するとともに、地域プロジェクト参画型、ワーケーション型、機能分散型、遠距離テレワーク型などの地方創生に資するリモートワークの類型に応じて、東京企業のサテライトオフィス誘致等に戦略的に取り組む地域を強力に支援する。また、中小企業によるテレワーク通信機器の導入等の支援や、GIGA スクール構想の実現に向けた学校の ICT 環境整備やオンライン診療の適切な実施に向けた環境整備等、リモートサービス導入推進に向けた環境整備に取り組む。

また、プロフェッショナル人材戦略事業を着実に進め、地域の幅広い企業に対して、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進めていく。あわせて、地域における人材不足を巡る状況が今後一層厳しさを増していくことを踏まえ、地域金融機関等の体制強化を促し、地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策の強化を図る。さらに、移住支援金制度を活用し、地方での再チャレンジを目指す若い世代や、プロフェッショナル人材、卓越した技術の承継を志す者等の地方移住を支援する。

さらに、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日 まち・ひと・し

⁽²²⁾ 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

ごと創生本部決定。以下「移転基本方針」という。)等に基づき、政府関係機関の地方移転について、引き続き、着実に進めていくとともに、民間企業の地方への移転を促すため、地方拠点強化税制等により移転に伴うコストを軽減するほか、地方における人材確保の取組を支援する等、総合的に対応していく。また、若者を惹きつけるような産業を地域に創出していくため、未来技術を利用した産業等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業を支援対象とするなど、起業支援事業に関する制度の見直しを図り、地域での起業を強力に支援する。

加えて、関係性を持った地域を移住先として好意的に捉える傾向があることを踏まえ、関係人口を実際の地方移住につなげていくため、東京から関係性を持った地域への移住を移住支援金制度等を活用して後押しする。また、より多様な人材の活用や隊員の取組を支援する観点から地域おこし協力隊制度の強化を検討し、隊員応募者の裾野の拡大等を図り、隊員数を更に拡充することで、地域での活躍及び定着を推進する。

③Society 5.0の推進等による地域の魅力の基盤の創出

地方への新しいひとの流れを作りだしていくためには、地方に企業の進出や、若年層の就労・居住がしやすい環境を整備し、ひとを惹きつけるような魅力的な地域を作りだしていくことが重要である。

このため、人口減少、災害など、様々な課題に直面する地域において、Society 5.0の実現に向けた技術(以下「未来技術」という。)の活用により、地域の機能やサービスを効率化・高度化し、地域課題の解決及び地域の魅力向上につなげていくスマートシティ及びスーパーシティの実現に取り組むことが重要である。このため、最先端技術を暮らしに実装するスマートシティをSociety 5.0時代のまちづくりの基本コンセプトと位置付け、スマートシティの取組を強力に推進するとともに、全国展開及び都市間連携を強化する。また、改正国家戦略特別区域法⁽²³⁾に基づき、データ連携基盤を備えたスーパーシティの早期具体化を推進する。具体的には、速やかにスーパーシティの指定に係る公募を実施するとともに、スーパーシティに指定された都市におけるデータ連携基盤の構築に向け、同基盤の核となる部分の調査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を実施する。

また、未来技術を各々の地域特性に応じて有効に活用し、地域課題の解決、地域の魅力向上を図ることが重要である。このため、5G・光ファイバなどの次世代情報通信インフラの整備を地方部と都市部を隔たり無く早期に進めるとともに、引き続き、地方創生推進交付金によるSociety 5.0推進のための全国モデルとなる取組の支援や、DXなどにも対応できるデジタル専門人材の派遣等を着実に進めていく。これに加え、地域課題の解決に活用可能な未来技術の有用性、その効果を地方公共団体に情報提供する仕組みを構築し、未来技術の活用のイメージ及びメリットを明確にすることで、地域における未来技術の実装を加速化していく。さらに、今般提供を開始した5Gやそれらを支える光ファイバなどの情報通信基

⁽²³⁾ 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(令和2年法律第34号)

盤を活用し、スマート農業、遠隔医療、遠隔教育、自動運転など、様々な分野に未来技術を活用して具体的な課題解決や地域の発展を目指す取組を関係省庁が一体となって応援していく。

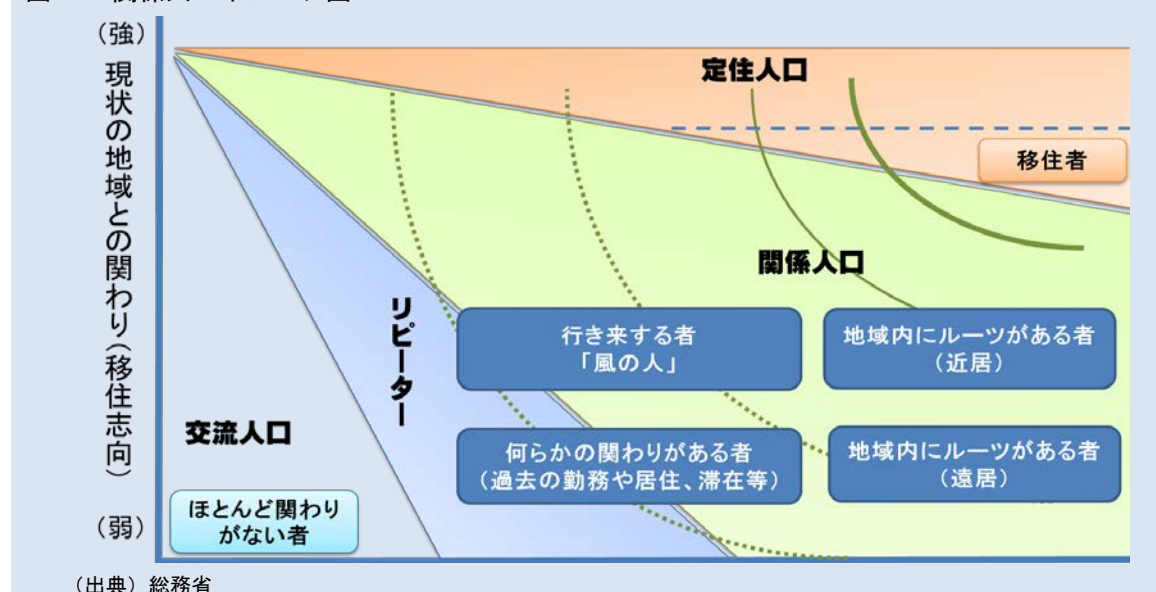
さらに、地域人口の急減に直面している地域においては、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合が地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。過疎地域においては、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の期限切れを控え、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。

（３）地域とのつながりの構築

①関係人口の創出・拡大

地域への関心や地域との関わりを深める中で築いた地域との縁（関係）が地方移住の裾野を広げることにつながることから、関係人口の創出・拡大に取り組む。特に、現下の状況を踏まえ、地域とのつながりが都市部住民にとっても重要であり、さらに、地域経済を立て直す際にも関係人口は原動力となることを踏まえ、必ずしも現地を訪れない形での関係人口の創出にも取り組むことが重要である。

図 16 関係人口イメージ図



関係人口の創出・拡大に向けて、まち・ひと・しごと創生本部事務局や、総務省をはじめとした関係省庁が緊密に連携し、施策の強化を図りつつ、地域の状況を注意深く見極めながら政策を展開していく。都市住民等と地域のニーズをマッチングする中間支援組織等の育成・支援のため、今年度より新たに都市部から地方の人の流れをつなぐ先進的な提案型モデル事業を支援するとともに、官民連携のプラットフォーム設立により関係者のネットワークを構築し、先進事例の横展開を図っていく。また、高等学校段階で一定の期間を他の地域で過ごす「地域留

学」の推進等により、将来的な関係人口を創出するための取組も進めていく。

②地方への資金の流れの創出・拡大

地方での企業活動を通じた関係人口の創出・拡大とあいまって、地方への企業の寄附等によって地域とのつながりを強化することが重要である。企業版ふるさと納税によって、資金の流れにとどまらず、地方にしごとが作られ、その結果、ひとの流れが新しく作られることも期待される。

地方への企業の寄附等による地域とのつながりを強化するため、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化など、大幅な見直しを実施した上で、適用期限を5年間延長したところである。その結果、企業版ふるさと納税活用団体数は700団体⁽²⁴⁾と過去4年間の累計を大きく上回っており、今後も、活用団体数の更なる増加に加え、寄附件数・寄附額の着実な増加を目指す。

また、今般の感染症の拡大により多大な影響が出ている中でも、感染症に対応するための地方公共団体の取組に賛同し寄附をする企業も出てきている。

こうしたことも踏まえ、関係省庁等と連携して地方公共団体、企業等へ積極的に制度や優良事例の周知を行うとともに、事例の分析・横展開や様々なマッチング機会の充実に取り組む。

⁽²⁴⁾ 企業版ふるさと納税に取り組むとして地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数（令和2年7月3日現在）

3. 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

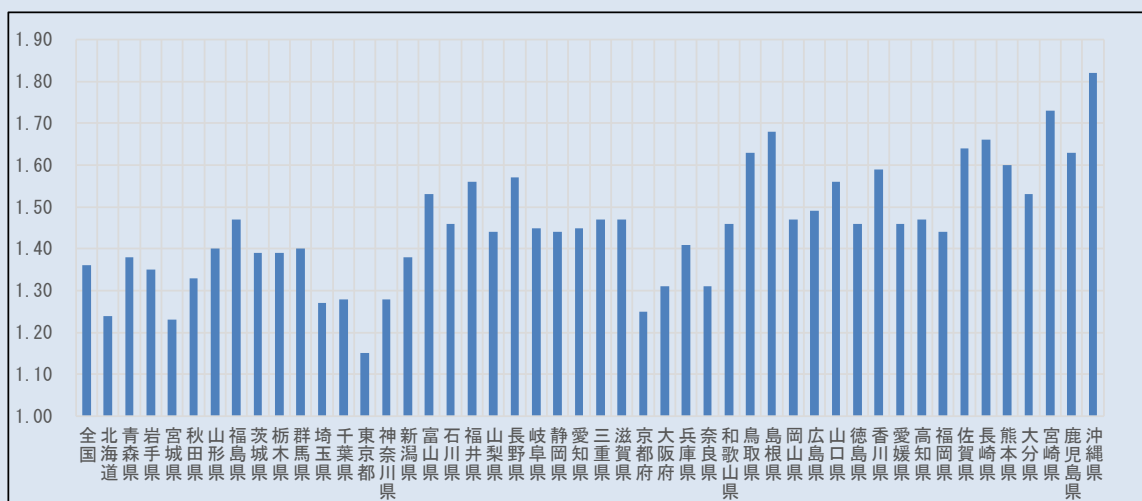
我が国における人口減少及び少子高齢化は深刻な状況にある。少子化の進行は、人口の減少及び高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下等、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼす。少子化への対応は遅くなればなるほど、将来への影響が大きくなる。危機感を持って、少子化対策に取り組み、人口減少という大きな課題を克服していく。

(1) 結婚・出産・子育ての支援

若い世代が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくり、「希望出生率1.8」の実現を目指すため、令和2年5月に少子化社会対策大綱を閣議決定し、総合的な少子化対策に大胆に取り組むこととしている。具体的には、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備、地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組に対する支援、不妊治療への支援や産後ケア事業の充実等を通じた妊娠・出産への支援、保育の受け皿確保や育児休業などの両立支援制度の定着促進・充実等による男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための総合的な取組の推進、全ての子育て家庭がそれぞれが必要とする支援にアクセスでき安全かつ安心して子供を育てられる環境の整備、児童手当、幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援など多子世帯への支援を含む経済的支援など、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組むこととしている。

こうした取組とも連携しつつ、地方創生の観点からは、出生率や関連する各種指標の状況に地域差があることを踏まえ、各地方公共団体における地域の実情を踏まえた取組を促進する。その際、国、地方ともに、地方創生と少子化対策の関係部局が一体的に施策の企画・立案、実行を進めていくことが重要である。

図17 都道府県別合計特殊出生率の状況



(出典) 厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計月報年計(概数)」

具体的には、各地方公共団体が、「少子化対策地域評価ツール」も活用し、結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進する。取組を進めるに当たって、地方公共団体においては、コミュニティづくり、まちづくり、働き方等の観点から分野横断的に地域の課題を分析し、具体的な対応策につなげていくためのノウハウを確保していくことが重要である。このため、「少子化対策地域評価ツール」を活用して「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む地方公共団体について、国がノウハウ提供等による伴走支援を行いながら、モデル事業として支援を行い、出生率の改善等の優れた事例の創出・普及を図る。また、この実践の中で、「少子化対策地域評価ツール」の効果的な活用手法及びノウハウが不足する地方公共団体への支援体制の在り方について検討を深めながら、地方公共団体による「少子化対策地域評価ツール」の活用を支援する人材の確保など、地方公共団体における推進体制を強化していくことや、関係省庁の連携による分野横断的な支援を通じて、地域の実情に応じた効果的な少子化対策の取組の普及・深化を図っていく。

（２）女性活躍の推進

東京圏への転入超過は男性よりも女性が顕著であり、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかった」というものもあり、地域によって固定的性別役割分担意識が根強く残っているという意見もある。これを踏まえると、地方において女性が活躍できる環境を実現することは、東京圏への一極集中の是正や地方における少子化・人口減少への対応に資するものであり、男女共同参画施策とも連携しながら、男女共同参画に向けた意識改革をはじめ、就労促進や活躍の場の確保等、女性にとって魅力的な地域づくりを通じ、将来にわたり女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築が重要である。

このため、引き続き、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その希望に応じて、仕事と家庭を両立し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指していく。また、「少子化対策地域評価ツール」の活用促進等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、男女にとって魅力的な働き方など、各地方公共団体における地域の実情に応じた女性活躍に資する具体的な取組を推進するとともに、多様な主体による連携体制の構築の下で行う地方公共団体の取組を支援する。さらに、意識調査⁽²⁵⁾等で明らかになった、女性が「地元の価値観になじめない」といった課題について情報発信するとともに地方公共団体とも共有し、地域社会の課題認識と環境づくりを促す。加えて、年内を目途とする第 5 次男女共同参画基本計画の策定に向けて、地方創生の観点も踏まえながら、女性活躍を更に進める。

⁽²⁵⁾ 内閣官房「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業 報告書」（2020 年 5 月 15 日公表）（Web アンケート調査、②グループインタビュー）

4. 総合性のある具体事例の創出

第1期においては、地方創生推進交付金をはじめとする国の支援策等も活用されつつ、地域における多様な成果が生まれてきている。こうした成果を活かし、第2期において地方創生の取組を深化させていく上では、様々な施策を有効に活用しながら総合的に対応することによって大きな成果を上げる具体的な事例を創出していくことが重要である。

このため、地方公共団体における第1期の取組に関する効果検証の結果も踏まえ、これまでに顕著な成果を上げてきた地方公共団体のノウハウを強力に横展開するよう広く積極的に発信していくとともに、特に少子化や人口流出などの構造的な課題への対応において地方創生のモデルとなるような団体に対し、地方創生施策を総合的に活用して重点的な支援を行う。

5. 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等

(1) 地域の実情に応じた取組に対する国の支援

地方創生は、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すものである。

各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を情報、人材、財政など様々な観点で国が積極的に支援することが基本である。ほぼ全ての地方公共団体において、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂・延長等が行われ、これらに基づき、各地域の実情に即した切れ目ない地方創生の取組が推進されている⁽²⁶⁾。このため、引き続き、以下のとおり、地域の実情に応じた地域課題の解決と地域の活性化の取組に対する財政支援措置を講ずる。

①地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、第2期「総合戦略」を強力に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく法定交付金として、地方公共団体の複数年度にわたる取組を安定的かつ継続的に支援する枠組を維持するとともに、所要額を確保し、地方公共団体の自主的・主体的な事業設計による取組を支援する。

②まち・ひと・しごと創生事業（地方財政措置）

まち・ひと・しごと創生事業費については、2015年度から2020年度までにおいて、地方財政計画の歳出に1兆円を計上したところである。2021年度以降に

⁽²⁶⁾ 全1,788団体のうち、1,759団体が令和2年3月31日までに地方版総合戦略の改訂・延長等を終えており、残りの29団体も、今後、地方版総合戦略の改訂・延長等を行う予定である（令和2年4月1日時点調査結果）。

においても、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き、所要額を計上することとする。

（２）政策間連携の推進

まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に効率的・効果的に実施するためには、地方創生の政策間連携や他の政策分野との連携を図ることが重要である。

①規制改革との連携

地域・民間の創意工夫を地方創生に活かす観点から、「規制改革実施計画」（令和２年◎月◎日閣議決定）に基づく、農業分野、水産分野等の規制・制度改革等の取組や、デジタルガバメントの促進等の取組と連携し、地域資源を効率的・効果的に利活用することで地域経済の活性化を進める。

②国家戦略特区等との連携

国家戦略特区は、世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備を目指し、全国から提案を募りつつ、スピード感を持って大胆な規制・制度改革を実現することとされている。オンライン診療等の「新しい生活様式」に対応した取組や、農業・モビリティ関連等の岩盤規制改革を引き続き推進していくとともに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させることとされている。改正国家戦略特別区域法に基づき、「スーパーシティ」構想の早期実現を図るとともに、サンドボックス制度を活用し、関係省庁と連携して一歩進んだ実証実験を推進することとされている。

総合特区は、地域の実情に合わせた規制の特例措置、財政・税制・金融上の措置の活用を促進することとされている。

これらの特区制度における特例措置等を活用した取組と連携することで地域の創意工夫を活かした地方創生を推進する。

③地方分権改革との連携

地方分権改革に関する提案募集については、地方からの提案の最大限の実現を図ることとされている。こうした地方分権改革の取組との連携により、自らの発想と創意工夫により課題解決を図る地方公共団体の取組を推進する。

④社会保障制度改革等との連携

全世代型社会保障制度改革等に基づく医療制度・介護保険制度等の改革との連携により、安心して暮らすことができる地域づくりを行う。

⑤東日本大震災の被災地域等における地方創生の加速化

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）等を踏まえ、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図ることにより、東日本大震災の被災地域における地方創生を加速化する。

また、関係省庁間で連携し、国土強^{じん}靱化や防災をはじめとする安全・安心に向けた取組や、大規模自然災害の被災地における地域課題の解決に向けた取組を推進する。

第3章 各分野の政策の推進

1. 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

(1) 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

i 地域企業の成長に向けた支援

地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上を実現するとともに、地域未来^{けん}牽引企業に対する重点支援等により、地域の経済・雇用を支える中堅・中小企業の成長を実現し、地域の稼ぐ力を高める。

【具体的取組】

(a) 地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」を実施し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上等の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に行う。

(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループサービス政策課、中小企業庁経営支援部小規模企業振興課、技術・経営革新課)

- ・ 改正された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等⁽²⁷⁾により、事業承継時における経営者保証解除の円滑化、海外展開への支援の強化を図るほか、中小企業者向け計画認定制度の整理・統合を行い、簡素で分かりやすい施策体系を構築する。

(中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課、技術・経営革新課)

(b) 地域経済を^{けん}牽引する企業に対する集中的な支援

- ・ 地域未来^{けん}牽引企業⁽²⁸⁾に対し、地域における役割に応じた目標設定を促すとともに、海外需要獲得や地域の生活基盤維持など目標達成に向けた取組について、生産性革命推進事業等を活用し支援する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)

- ・ 改正された地域未来投資促進法⁽²⁷⁾により、生産性向上を志向する中小企業に対する海外展開支援を強化するとともに、中堅企業へと成長することができる環境を整備する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)

- ・ 感染症の拡大により、供給が止まり完成品の組立に支障が生じる自動車等の部品や、世界的な需要拡大の中で国内での供給量が制限されているマスク等について、国内投資促進事業等により、生産拠点などの建物の新增設や設備の導入

⁽²⁷⁾ 中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）

⁽²⁸⁾ 地域経済の中心的な担い手になり得る者として、これまで経済産業省において、約3,700社を選定。2020年度に追加の選定を行う。

を支援し、国内におけるサプライチェーンの強^{じん}靱化を推進する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課、地域企業高度化推進課、地域産業基盤整備課)

- ・地域経済の中心的な担い手となる企業に対し、感染症等への対応を含め、組織マネジメント力を強化し、企業規模の成長や将来的な株式公開等を目指す取組を支援する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)

ii 農林水産業の成長産業化

地域社会において重要な産業である農林水産業の更なる成長産業化に向け、農業・林業・水産業の各分野における取組を推進し、稼ぐ力のある地域を創出する。

【具体的取組】

(a) 農林水産業の成長産業化の推進

- ・スマート農業の加速化のため、「スマート農業推進総合パッケージ（仮称）」を策定し、生産性の向上や人手不足の対応等生産基盤を強化する。

(農林水産省大臣官房政策課技術政策室)

- ・「水田農業高収益化推進計画」に基づき、水田における野菜や果樹などの高収益作物への転換に当たり、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保などの取組を計画的かつ一体的に推進する。

(農林水産省生産局園芸作物課、畜産部飼料課、農村振興局整備部設計課、水資源課、農地資源課、地域整備課、政策統括官付穀物課)

- ・森林経営管理制度の下での意欲と能力のある林業経営者への経営管理の集積・集約化や国有林野における樹木採取権制度のパイロット的展開を進めるとともに、地域の森林・林業の担い手である森林組合の経営基盤を強化する。

(林野庁林政部経営課、森林整備部森林利用課、国有林野部経営企画課)

- ・木材の需要拡大に向けて、CLT等による建築物の木造化・木質化等を促進するとともに、地域内エコシステムによる木質バイオマスのエネルギー利用等を推進する。

(林野庁林政部木材産業課、木材利用課)

- ・養殖の生産・加工・流通・販売等の各段階が連携しながらバリューチェーンの付加価値向上を図り、マーケット・イン型養殖業への転換を進める。

(水産庁増殖推進部栽培養殖課)

- ・漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」について、第2期プランへの更新を促すとともに、更なる所得向上のために異業種連携やICT活用等を促進する。

(水産庁漁港漁場整備部防災漁村課)

- ・農林漁業関係団体と地方公共団体や商工業関係団体が連携・協力して行う成長産業化に向けた農商工連携、6次産業化などの取組について、地域レベルでの

取組を更に推進する。

(内閣府地方創生推進事務局)

(b)人材育成

- ・新規就農者の早期の経営発展・定着を促すとともに、農業教育機関において、スマート農業等生産現場の技術水準に対応した教育内容を充実する。

(農林水産省経営局就農・女性課)

iii 地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

海外の需要を取り込むとともに、地域資源を活用して地域のブランド力を高め、稼ぐ力を強化する。

【具体的取組】

(a)海外の力の取り込み

- ・海外展開を目指す中堅・中小企業へ「新輸出大国コンソーシアム」により支援するほか、海外の EC サイトにおける「ジャパンモール」の設置数拡大、新たな輸出支援ビジネスへの実証的な支援を実施する。また、中小企業等が海外展開やインバウンド需要の獲得に向けて行う、新商品・サービスの開発、ブランディング、販路開拓などの取組を支援する。

(経済産業省通商政策局総務課、貿易経済協力局貿易振興課、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課)

- ・2030 年に 5 兆円を目指す農林水産物・食品の新たな輸出額目標も踏まえ、新たに設置された農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国との戦略的協議、輸出向けの施設認定などの環境整備、事業者の支援等を政府一体となり推進する。また、感染症の拡大を踏まえ、輸出体制の維持や輸出促進を行う。

(農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課、海外市場開拓・食文化課)

- ・地元産品の輸出を通じた海外販路開拓と訪日外国人の拡大・地方への誘客によるインバウンド需要獲得との好循環を創出する取組を支援する。その際、海外からの投資呼び込みが地元産品の海外販路開拓等に資する案件については、対日直接投資関連施策の活用も含め一体的に支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府対日直接投資推進室、地方創生推進事務局、農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課、経済産業省貿易経済協力局投資促進課、観光庁観光戦略課)

- ・経済連携協定（EPA）特惠税率等の活用方法・事例等を紹介するセミナーの実施や解説書の作成等により、EPA を活用して地域企業の輸出等を促進する。

(外務省経済局経済連携課、財務省関税局関税課経済連携室、経済産業省通商政策局経済連携課)

- ・東京 2020 大会におけるホストタウン交流での関係を活用し、相手国から経済分野のキーパーソンの地方招へいやレセプションの機会を通じて、地方の魅力を対外発信することで、地方と相手国との経済活動の活性化を実現する。

(外務省大臣官房総務課地方連携推進室)

- ・地域の放送局等による放送コンテンツの国際共同制作、海外で放送・配信する取組や人材育成などの支援を行う。

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室)

(b)地域資源の商材化や販路開拓の推進

- ・地域ビジネスに高い関心を有する人材の発掘・ネットワークの形成支援を行う「地域商社プラットフォーム」などの取組を通じて、全国への横展開や地域商社間の連携を促進するとともに、副業・兼業を含めた多様な形態での人材の地域展開を進める。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

iv 地域発イノベーション等の創出と地域産業の新陳代謝促進

地域企業等によるイノベーションの継続的な創出に向けて取り組むとともに、創業支援の強化により地域における雇用を創出するほか、中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図り、地域企業の新たな成長を実現する。

【具体的取組】

(a)地域発のイノベーションの創出の促進

- ・地方公共団体と地方大学が緊密に連携して、中長期的な見通しの下、その地域の活性化及び地域社会課題の解決に必要な研究シーズの社会実装や、そのために必要な人材を将来にわたって確保するために必要な取組を進めることを支援し、もって地方創生に資する科学技術イノベーションが地域において自律的・継続的に創出されるエコシステムを構築する。

(文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課)

- ・企業ネットワークのハブとして活躍する大学等を選抜して伴走支援する「地域オープンイノベーション拠点選抜制度」において、新規市場の開拓や専門家の紹介等を支援する。また、地域企業によるイノベーション創出・生産性向上が進むよう、公設試験研究機関・大学等による企業支援体制を強化する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課、産業技術環境局技術振興・大学連携推進課大学連携推進室)

- ・地域の中堅・中小企業のニーズと公的研究機関等のシーズとのマッチングを担うコーディネータを全国に配置するとともに、「橋渡し」の強化としてコーディネータに関するマニュアルの整備等を実施し、地域における新たな技術・サービスの開発強化等を地域の中堅・中小企業のニーズに即して支援する。

(経済産業省産業技術環境局研究開発課産業技術総合研究所室)

- ・地域経済の中心的な担い手になり得る企業に対し、高い付加価値を生み出すビジネスモデルの創出を促進するため、新商品・サービスのコンセプト立案、市場調査など、地域の中小企業等におけるマーケットイン思考を定着させる取組を支援する。

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)

- ・IoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を活用して地域課題の解決を実現するとともに、地方の経済発展を推進する取組を「地方版IoT推進ラボ」として選定し、新事業の創出等を支援する。また、地域の中小企業・IT企業・大学等と高度なITスキルを有する人材をマッチングさせ、新たなビジネスモデルを創出する仕組みを構築する。

（経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課）

(b)創業支援

- ・起業家マインドを社会全体で醸成し、日本のスタートアップエコシステムの更なる強化を目的とし、J-Startupプログラムを実施するとともに、地域におけるエコシステム拠点の設立支援を行うなど、J-Startup企業をはじめとするスタートアップに対する集中支援を行う。

（経済産業省経済産業政策局産業創造課新規事業創造推進室）

- ・産学官の連携により、地域の資源と資金を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しするローカル10,000プロジェクトを、事業の効果検証及び優良事例集の周知や効果的な広報を通じ、強力に推進する。

（総務省自治行政局地域政策課）

- ・起業経験者の講師派遣等により教育現場での起業家教育の導入を推進するほか、学生を含む潜在的創業者を対象としたイベントを開催するなど、将来の創業者の育成や起業家となる人材の輩出に向けた創業機運を醸成する。

（中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課）

- ・外国人起業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充や外国人留学生の大学卒業後の起業促進について、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を行い、留学生による我が国での起業の円滑化を実現する。

（出入国在留管理庁政策課、経済産業省経済産業政策局産業創造課新規事業創造推進室）

(c)事業承継の円滑化等

- ・各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとした「プッシュ型事業承継支援」を充実させ、事業承継ニーズの掘り起こしを進める。法人版及び個人版事業承継税制の更なる活用促進を図りつつ、後継者によるベンチャー型事業承継等の新たな取組を支援する。

（中小企業庁事業環境部財務課）

- ・「第三者承継支援総合パッケージ」（令和元年12月20日公表）に基づき、後継者不在の中小企業・小規模事業者の第三者承継を支援する。さらに、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。

（中小企業庁事業環境部財務課）

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構が民間投資ファンドと連携して組成したファンドにより、中小企業の事業承継に資するリスクマネー供給を拡大する。

（中小企業庁事業環境部金融課、財務課、経営支援部技術・経営革新課）

- ・事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日公表）の特則を策定し、先代経営者と後継者双方からの経営者保証の二重徴求を原則禁止すること等を定め、円滑な事業承継を推進する。

（中小企業庁事業環境部金融課）

- ・事業承継時に一定の要件の下で経営者保証を不要とする信用保証制度について、信用保証の別枠を法律上措置するなど制度を拡充するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者等個人の保証債務整理に対する支援を、認定支援機関の行う業務として法律に明記し、個人の再チャレンジ意欲の増進や早期清算の決断を促す。

（中小企業庁事業環境部金融課）

v 地域企業等に対する経営改善・成長資金の確保等

地域金融機関には、金融機関に対する規制緩和措置の活用など新たな取組を通して、マーケット規模が十分でない地域での事業展開など地方創生の取組への関与を促し、地域特性に応じた稼ぐ地域を実現する。

【具体的取組】

(a) 地域企業等に対する成長資金の確保

- ・金融機関に対する議決権保有制限の規制緩和措置を踏まえ、地域商社を含む地域活性化事業を促進する観点から、地域金融機関における地域ニーズを踏まえた有効な活用を促す。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁監督局銀行第二課）

vi 「地域経済の見える化」の推進

RESAS の利活用を促進し、地域経済の実態を踏まえた政策立案や地域企業の経営に更に資するものとし、地域の活性化を実現する。

【具体的取組】

(a) 「地域経済の見える化」の推進

- ・RESAS について、データに基づく施策や事業を検討できる分析手法等の開発や機能改善等を行う。また、データに基づく政策立案のプロセスの事例を作るワークショップの開発や、政府が提供する複数のデータ分析ツールを用いたデータ分析研修、省庁等の複数のデータ分析ツールを横断的に検索するツールの開発等を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課地域経済産業調査室）

- ・感染症の拡大を踏まえ、民間企業からのデータの提供を受けて足下の分析が可能なツールを提供する。また、「地方創生☆政策アイデアコンテスト」のテーマを、地域経済の再活性化等、感染症の収束後を見据えたものにする。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課地域経済産業調査室）

②専門人材の確保・育成

地域を支える事業主体の経営課題解決に必要な人材マッチング施策を抜本的に強化し、地域を支える専門人材を確保する。

【具体的取組】

(a)地域を支える専門人材の確保

- ・ 地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携して、ハイレベルな経営人材等のマッチングを支援する「先導的人材マッチング事業」を実施する。マッチングの促進に向け、地域金融機関等の取組について横展開するとともに、地域金融機関等に総合的なコンサルティング機能の発揮を促す。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)

- ・ プロフェッショナル人材事業の全国事務局を通じ、企業が東京圏を中心に地域への人材の送り出しに取り組むことを促すとともに、人材の出し手、受け手双方の企業へのセミナー等を通じて、副業・兼業を含めた多様な働き方に対する意識醸成等を進め、地域におけるプロフェッショナル人材の確保を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

- ・ 各道府県の「プロフェッショナル人材戦略拠点」と地域金融機関との連携強化を通じて、信用金庫、信用組合等の取引先企業への支援対象を拡大するとともに、地域金融機関と人材マッチングに関するノウハウを共有し、地域におけるプロフェッショナル人材市場の整備を進める。また、地域企業における人材ソリューションの多様化として、副業・兼業による人材確保への支援を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

- ・ 大企業 OB・OG 等と中小企業とを結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業において、大企業等と連携した人材リストの充実や、地域金融機関間の連携、IT の利活用等も含め、広域での事業展開を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室)

(2) 安心して働ける環境の実現

障害者など誰もが活躍できる社会を実現し、地方において安心して働ける環境を実現する。

【具体的取組】

(a)障害者等が活躍できる社会の実現

- ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の活用を促進するとともに、支援体制の拡充等により、障害者雇用ゼロ企業、中小企業等に対する採用・定着支援を強化する。また、福祉から一般就労への移行を促進する。

(厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課)

- ・ テレワークの推進や、発達障害者等の就労支援を強化する。

(厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課)

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

①地方移転・移住の推進

民間企業の地方への移転を促すため、企業の地方拠点強化や地方における人材の確保等に係る支援、サテライトオフィスの開設支援等を総合的に進め、地方に魅力的なしごとをつくる。また、東京から地方への UIJ ターンによる起業・就業者の創出や地域おこし協力隊の拡充等により、地方移住を推進する。

【具体的取組】

(a)地方へのしごとの移転

- ・東京の大企業を中心とした企業の地方へのしごとの移転、社員等の地方移住に向けた機運の醸成及び地方創生に資する事例の創出に向け、経済界、関係省庁との連携体制を構築するとともに、地域プロジェクト参画型、ワーケーション型、機能分散型、遠距離テレワーク型などの地方創生に資するリモートワークの類型に応じて、東京企業のサテライトオフィス誘致等に戦略的に取り組む地域を強力に支援する。また、既存の施設の改修によりサテライトオフィスを整備する観点から、例えば、地域金融機関の営業店舗などの施設を有効に利用する取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課)

- ・建物の取得や従業員の雇用等に係る税制（地方拠点強化税制）や、企業の移転、人材確保に係る地方公共団体の取組への支援等により、企業の本社機能の地方移転等を推進する。

(内閣府地方創生推進事務局)

- ・専門家が相談を受ける「テレワークマネージャー事業」や中小企業を支える団体とも連携した「テレワークサポート体制の整備」、サテライトオフィス環境整備を通じた支援等により、テレワークの普及を促進する。

(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室、地域通信振興課)

(b)地方への移住・地方での起業の推進

- ・東京 23 区在住・在勤者が地方に移住して起業又は就業する場合に、最大 300 万円を支給することにより、地方公共団体が実施する UIJ ターンの取組を引き続き支援する。地方創生移住支援事業については、若い世代や関係人口の地方でのチャレンジを後押しする観点から、制度の対象を拡充するとともに、プロフェッショナル人材事業等を活用し、都市部から地域企業へ就業する専門人材への支援を実施する。また、地方において様々な分野で卓越した技術を有する事業者の情報を発信し、その技能承継や後継者確保などを促進するため、移住支援金の活用も含め、地域を越えた就業希望者とのマッチングサポートを行う地方公共団体等の取組を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

- ・ Society 5.0 関連業種等のクリエイティブで付加価値の高い産業分野での起業や、第二創業による当該産業分野への進出を支援するなど、起業支援事業を拡充し、若者を惹きつけるような産業を地方に創出し、雇用拡大等により地域経済を活性化させる。

（内閣府地方創生推進事務局）

- ・ 地域おこし協力隊の隊員数を 2024 年度に 8,000 人に増やす目標に向けて、応募者の拡大に取り組むほか、なり手の確保に向けた制度周知を行うとともに、マッチング機会の充実等を行う。また、隊員の起業支援及び事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。さらに、隊員の受入・サポート体制の充実を図り、隊員 OB・OG のネットワークづくりを推進する。あわせて、制度の一層の充実を図り、より多様な人材の活躍等を促進する。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

(c) 地方生活の魅力の発信

- ・ 潜在的移住意向者が、ターゲティング広告を通じて「地方暮らしの魅力紹介 web サイト（仮称）」を閲覧しやすくする仕組みを構築し、地方暮らしへの関心を高める。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

- ・ 移住に関する相談ニーズや利用者の要望に対応するため、「移住・交流情報ガーデン」において、移住情報に加え地域おこし協力隊や関係人口を創出・拡大する取組についての情報発信を強化する。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

② 地方移転の推進（政府関係機関の地方移転）

第 2 期「総合戦略」、「移転基本方針」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「今後の取組」という。）等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を進める。

【具体的取組】

(a) 政府関係機関の地方移転の取組

- ・ 文化庁については、テレビ会議システム等を活用しながら京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進めつつ機能強化するとともに、職員の住環境の確保を含む福利厚生への適切な配慮等の準備を着実に進め、2022 年 8 月予定の移転先庁舎工事の竣工後、速やかに京都への全面的な移転を実現する。
- ・ 消費者庁については、2020 年 7 月に徳島県における恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」を発足させ、モデルプロジェクト・政策研究等を推進する。総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁は、移転基本方針及び今後の取組に基づき、着実に取組を進める。
- ・ 研究機関・研修機関等（23 機関 50 件）の地方移転については、2017 年 4 月に公表した 5 年から 10 年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション

ン等の実現に向けた着実な取組を進める。

- ・ 2023 年度中に行う地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等の総括的な評価に向け、有識者からの意見も考慮しつつ、政府においてフォローアップを引き続き進める。

(b)国の機関としての機能発揮

- ・ 移転基本方針に規定する、「国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）」の一環として、サテライトオフィス等を活用して中央省庁の職員が地方で中央における業務の一部を実施できる体制に向けた調査研究を行う。
- ・ 地方移転の後に移転前と遜色なく国の機関としての機能発揮ができるような環境として、省庁間での Web 会議を可能とするなどのデジタル・ワークスタイルの確立に向けた取組を推進する。

((a)~(b))について、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣人事局、消費者庁総務課、総務省行政管理局、統計局総務課、文化庁政策課、特許庁総務部総務課、中小企業庁長官官房総務課、観光庁総務課、気象庁総務部企画課）

③魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

「キラリと光る地方大学づくり」等を推進するとともに、魅力ある地方大学の実現に向けた改革を行うことで、若い世代の地方への流れを促進しつつ、地域の将来を担う人材を育成・確保し、進学・就職時の地方への定着を推進する。

【具体的取組】

(a)特色ある地方創生のための地方大学の振興

- ・ 「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の雇用機会の創出を促進する。2018 年度に採択された事業については、取組が地域に根付いたものとなるよう資金面の自走化も含めて事業推進を加速する。また、新設した地方公共団体における計画作成の段階から支援する申請枠を通じ、製造業のみならず農林水産業、観光業、情報通信業、文化産業、スポーツ産業等において、特色ある取組を促す。

（内閣府地方創生推進事務局）

- ・ 大学と産業界・地方公共団体との連携強化を推進し、地域のニーズを踏まえた人材育成等を促進するため、各地域における地域連携プラットフォーム（仮称）の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する。

（文部科学省高等教育局高等教育企画課、科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課）

- ・ 地方大学において、地域の特性やニーズを踏まえた人材を育成し、地域に着実に定着させるとともに、イノベーションの創出や社会実装により地方における新たな産業や雇用の創出を更に推進するため、STEAM 人材の育成や分野融合の教育研究推進とその成果の社会実装等を強化する地方国立大学の定員の増員を含め、今後の地方大学の望ましい在り方を実現するための大胆な改革に向けた検討を速やかに行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、高等教育局高等教育企画課、大学振興課、専門教育課、国立大学法人支援課、科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課)

(b)学生等の UIJ ターンや地元定着の促進

- ・奨学金返還支援事業に係る特別交付税措置の拡充等の支援策について情報発信等を行い、地域産業の担い手となる学生等の UIJ ターンや地元定着を促進する。また、各地の支援制度の活用を促すため、効果検証に係る調査研究を行うとともに、独立行政法人日本学生支援機構等とも連携し広報活動を強化する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育局学生・留学生課)

- ・東京圏の大学等の地方へのサテライトキャンパスの設置を推進するため、地方公共団体と大学等との連携の強化等に取り組む。また、地方創生インターンシップに係る情報発信を行うとともに、質の高いインターンシップの実施に向けて研修会を開催し、学生が就職前に地方の魅力を知る機会を設ける。

(内閣府地方創生推進室、文部科学省高等教育局専門教育課、私学部私学助成課)

(c)地域の専門人材の育成

- ・高等専門学校教育の高度化とともに、高等専門学校のシーズを地域の大学等及び地元企業等が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の活性化を推進する。また、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科について、開設する分野や地域の拡大を進め、実践的な職業教育や地域産業の振興を担う人材の育成を行う。

(文部科学省高等教育局専門教育課)

- ・地域課題や地域産業界のニーズに即した先端技術の活用も含む専門教育プログラムの開発や、高校生に対する職業教育への協力、地域課題解決を担う人材育成に向けたリカレント教育に、専修学校が産業界や地方公共団体と組織的に連携して取り組むことを推進し、地域産業の振興を担う専門人材輩出機能を強化する。

(文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課)

- ・スーパーグローバル大学創成支援事業及び大学の世界展開力強化事業を通じて、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を促進し、グローバルな視点を持ち、地域の振興に貢献できる人材を育成する。

(文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室)

④小・中・高等学校における人材育成の推進

「ふるさと教育」等を通じて地元への理解や愛着を深めるとともに、地域との協働を推進し、地域を支える人材の育成を推進する。

【具体的取組】

(a)地域を支える人材の育成

- ・地域の産業や文化等への理解を深める「ふるさと教育」に資する取組として、学習指導要領に基づく指導をはじめ、高等学校における地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組や、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境に対する理解を深める取組等を実施する。

(文部科学省初等中等教育局教育課程課、児童生徒課、健康教育・食育課、参事官(高等学校担当))

- ・小・中・高等学校でのキャリア・パスポートの普及を促進することにより、地元企業への理解を深めるなど地域の実情に応じたキャリア教育を推進する。

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

- ・RESASなどのデータを活用した地域学習を促進するイベントを開催するとともに、地域学習に取り組む教員や地域企業等のコミュニティを形成する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課地域経済産業調査室)

(b)地域との協働等による高等学校教育改革の推進

- ・高等学校において、学校運営協議会や地域学校協働本部、コンソーシアムなどの学校と地域等との連携・協働体制を構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進することにより、地域ならではの新しい価値を創造する人材等の育成を強化する。

(文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、初等中等教育局参事官(高等学校担当))

- ・地方の複数の市町村等における複数の高等学校が連携・協働しながら、単一の高等学校では実現できない多様な学びや、地域の課題を題材とした探究的な学び等を提供する取組を推進する。特に、地方の中小規模の高等学校の教育効果を高めるため、ICTを活用した学校間連携の取組を推進する。

(文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当))

- ・専門高校等において、地域の産業界等との連携・協働による実践的かつ最先端の職業教育を推進するとともに、産業教育施設・設備の充実を図り、地域や産業界を^{けん}引する人材を育成する。

(文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当))

- ・高等学校等での留学支援、外国人留学生の受入に係る取組を促進するとともに、地域社会とのつながりの中でのグローバルな社会課題研究や海外研修等のほか、地方公共団体による国際交流のための多様な取組を支援し、地域におけるグローバル人材を育成する。

(文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課、初等中等教育局参事官(高等学校担当))

(2) 関係人口の創出・拡大

地域への関心や地域との関わりを深めるための機会の創出に取り組むことで、

特定の地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大し、地域の課題解決や地方移住の裾野を拡大する。

【具体的取組】

(a)関係人口の取組の深化・横展開

- ・全国各地で関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指し、関係人口と地域との継続的な協働事業や地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により関係人口の取組を深化させる。また、地域と関係人口をつなぐ中間支援組織のモデル的な活動を展開する。さらに、全国版の官民連携によるプラットフォームの構築等により、関係人口の創出・拡大に向けた環境を整備する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課）

- ・地方公共団体が行う関係人口の受入地域における課題の明確化、受入体制づくり等に加え、都市部等の地域外住民の関心・関与を高める取組を支援する。また、都市部の若者等の地域との多様な関わりの創出や就職氷河期世代支援の観点から、「ふるさとワーキングホリデー」を推進する。

（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域政策課）

- ・農山漁村と都市との交流を契機とした関係人口の創出・拡大に向け、農泊を推進し、農家民宿や古民家等の整備、地域資源を活用した食事メニューや体験・交流プログラムの開発を支援する。また、東京 23 区をはじめとする大都市において各地域の魅力を発信するイベントを開催する等、東京 23 区などの大都市と全国各地域が連携した取組を行う。

（内閣府地方創生推進事務局、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課）

- ・「『関係人口』ポータルサイト」や説明会を通じて、関係人口の意義や取組事例の情報発信により、深化した関係人口の取組を横展開する。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

- ・関係人口の実態把握のためのアンケート調査に基づき、多様な概念である関係人口の定量化・類型化を行う。

（国土交通省国土政策局総合計画課）

(b)子供の農山漁村体験の充実

- ・子供の生きる力を育むとともに、将来の地方への UIJ ターンの基礎を形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、初等中等教育局児童生徒課、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室、自然環境整備課）

(c) 高校生の「地域留学」の推進

- ・「地域留学」の魅力や効果、取組を行う高等学校等についての情報発信を行うとともに、地域における魅力ある高等学校づくりを支援する。また、令和3年度から新たに始まる単年度の「地域留学」にチャレンジする生徒が安心して高校生活を送ることができるよう、ガイドラインの作成など環境整備を行う。

(内閣府地方創生推進室、文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当))

(3) 地方への資金の流れの創出・拡大

企業版ふるさと納税について更なる制度活用を促進し、地方への資金の流れを飛躍的に高め、地域とのつながりを強化する。

【具体的取組】

(a) 企業版ふるさと納税の活用促進

- ・寄附を募る地方公共団体や寄附を検討する企業に参考となるよう、寄附に至った事例について分析するとともに、優れた事例について地方創生担当大臣表彰を行い、周知や横展開を行う。また、「内閣府地方創生 SDGs プラットフォーム分科会」等を活用した企業と地方公共団体とのマッチング機会を拡大するなど、本税制の活用を促す。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

3. 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 結婚・出産・子育ての支援

結婚・出産・子育てのきめ細かな支援や「仕事と子育て」を両立できる環境づくりなど、総合的な少子化対策を推進し、一人でも多くの若い世代の結婚・出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現を目指す。

また、少子化の要因は地域によって異なると考えられることから、地域特性の見える化等を通じて地域ごとの課題を明確化し、地域の実情に応じた少子化対策を実施できるようにすることで、結婚・出産・子育てしやすい地域を実現する。

【具体的取組】

(a) 総合的な少子化対策の推進

- ・「希望出生率 1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）」に基づき、少子化対策を総合的に推進する。具体的には、安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、できることから速やかに着手することとし、①雇用環境の整備や男性の家事・育児参画の促進など結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくること、②多子世帯の負担軽減策など多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えること、③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進めること、④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくること、⑤結婚支援・子育て分野における ICT や AI などの科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用すること等に取り組む。

（内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当））

(b) 地域の実情に応じた取組の推進

- ・「少子化対策地域評価ツール」を活用し、結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化した上で、オーダーメイド型の取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策に取り組むことで、結婚・出産・子育てしやすい地域を実現する。このため、「少子化対策地域評価ツール」のモデル事業等に取り組むとともに、地方公共団体の推進体制の充実強化や、内閣府・厚生労働省など関係省庁と連携した分野横断的な支援を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

- ・子育て等に資する地域住民同士のつながりの場の創出等を行う「コミュニティマネジメント」や子育てシェアリングサービスなどの住民の生活支援サービスについて、先進事例を横展開する。また、「生涯活躍のまち」において多世代交流拠点等を活用した子育て支援に資する取組の普及等を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

- ・住宅団地の再生について、地方公共団体へのハンズオン支援を実施し、団地内の空き家を活用したコワーキングスペースの整備等による「職住育近接のまちづくり」の実現を通じて各団地の課題解決を支援し、モデルケースを構築する。

（内閣府地方創生推進事務局）

- ・結婚支援センター、マッチングシステムの運営、結婚支援ボランティアの育成・

ネットワーク化など結婚の希望をかなえる取組や、中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー、乳幼児との触れ合い体験の実施、男性の家事育児参画促進セミナーの開催など子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る地方公共団体の取組を支援する。

（内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当））

- ・地域の定住人口確保や地域企業の事業承継等にも資することから、国が地方公共団体や結婚支援に取り組む事業者・団体等との連携を地域金融機関等に促すとともに、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業等の普及支援を働きかける等、地域での結婚支援事業を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当））

（２）女性活躍の推進

女性が、希望に応じて、仕事と家庭を両立しながら、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現し、地域における女性活躍を推進する。

【具体的取組】

（a）地域における女性活躍の推進

- ・女性活躍推進法の改正により新たに行動計画策定等の義務対象となる中小・小規模事業者への支援、就職氷河期世代支援にも資する学び直しやキャリア形成の支援、様々な課題・困難を抱える女性への支援など、地域の実情に応じて行う地方公共団体の取組を支援する。

（内閣府男女共同参画局総務課（地域担当））

- ・「少子化対策地域評価ツール」の活用等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、男女にとって魅力的な働き方など、各地方公共団体における地域の実情に応じた女性活躍に資する具体的な取組を推進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

- ・女性等の新規就業を目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」などの一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

- ・地域金融機関と連携し、地方で女性が活躍できる仕事の創出を推進する。その際、各都道府県が実施する女性高齢者等新規就業支援事業との連携を行う。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局）

4. ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

① 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

地方都市生活圏においてはコンパクト・プラス・ネットワーク等の推進や、地域交通の維持・確保に取り組むとともに、集落生活圏においては小さな拠点の形成等を推進することで、都市機能及び日常生活サービス機能を維持・確保し、訪れたい、住みたいと思えるような地域をつくる。

【具体的取組】

(a) 魅力的な地方都市生活圏の形成

＜コンパクト・プラス・ネットワーク等の推進＞

- ・ 立地適正化計画、地域公共交通計画等に取り組む地方公共団体に対して、関係省庁が連携したコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の横展開を行い、コンパクト・プラス・ネットワークや地方再生の取組の裾野を拡大する。

(国土交通省都市局都市計画課、市街地整備課、街路交通施設課、総合政策局地域交通課、内閣府地方創生推進事務局)

- ・ 安全で魅力的なまちづくりを推進するための新制度の周知を図り、立地適正化計画の居住誘導区域内における病院・店舗等の立地を可能とするための取組や防災対策・安全確保策を定めた「防災指針」の作成などの取組を推進する。

(国土交通省都市局都市計画課)

- ・ 駅周辺等の空間の再構築や賑わいのある道路空間の実現に向けた取組等を実施し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出する。

(国土交通省都市局まちづくり推進課、市街地整備課、街路交通施設課、公園緑地・景観課、道路局路政課、環境安全・防災課)

＜地域の価値向上に向けた取組＞

- ・ 官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やエリアのビジョンの策定、ビジョンの実現に向けた社会実験などの取組及びエリアマネジメント団体等による普及啓発事業を支援するとともに、地域の価値向上につながる民間都市開発事業に対して金融支援を行う。

(国土交通省都市局まちづくり推進課)

- ・ 代執行の円滑化による空き家の除却のほか、空き家の利活用、円滑な流通・マッチングを促進するとともに、既存住宅の取得とリフォームを併せて行う際の支援を強化することで、空き家や既存住宅等を有効活用した地域の活性化や地方移住を実現する。

(国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅総合整備課住環境整備室)

- ・ 令和2年度税制改正において創設された、低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置に基づき、土地の有効活用を通じた投資を促進するとともに、更なる所有者不明土地の発生を予防する。

(国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課)

＜地域を^{けん}牽引する中心市街地の形成等＞

- ・「中心市街地活性化促進プログラム」（令和 2 年 3 月 23 日決定）に基づいた、社会経済情勢の変化等に対応した取組、まちのストックや地域資源・チャンスを活かす取組、民間との連携や人材の確保・育成を強化する取組等を支援する。また、重点的な取組を行う市町村に対して、関係省庁と連携した支援、専門家や国の職員を派遣してアドバイス等を行うハンズオン支援、民間企業等のリソースとまちづくりに関する地域課題を結び付けて解決に導くコーディネート支援等を行う。また、地方創生の推進に向け、稼げるまちづくりの取組等の全国への展開を図り、その更なる活用を目指す。

（内閣府地方創生推進事務局）

＜地域に適した地域交通の実現に向けた環境整備＞

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通計画等の策定と、利便性の向上やサービス継続、MaaS の推進等のための事業メニューの実施について財政面・ノウハウ面で支援し、地方公共団体主導による地域交通の確保・充実を推進する。

（国土交通省総合政策局地域交通課、モビリティサービス推進課）

- ・乗合バス等の運賃、路線、運行時刻等の設定に係る共同経営等について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）を適用除外する特例を定めた法律⁽²⁹⁾に基づき、乗合バス事業者等の間における連携・協働の取組を促進し、地域交通の持続可能性を高める。

（国土交通省総合政策局交通政策課、地域交通課、自動車局旅客課）

- ・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービス等について、長期間の実験を実施し、順次、社会実装を行い、高齢者等の生活の足の確保や物流の効率化を実現する。

（経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室、自動車局技術・環境政策課）

- ・離島において、住民の生活基盤の維持に必要な移動手段である航路の維持及び改善のため、観光施策との連携等を行う。

（国土交通省海事局内航課）

(b)魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

- ・地域の自立共助の運営組織の形成や「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を目指し、事例集やポータルサイトの活用、遠隔でも参加できる関係人口の参画などの取組を支援する。また、コンパクトシティ施策の取組とも整合性を図りつつ、周辺地域とネットワークで結ぶ基幹地域においてモデル的な「小さな拠点」事業の効率的な実施を推進するため、既存施設を活用した生活機能の集約に係る改修等を支援する。さらに、地域の特性を活かした農林水産物の生

⁽²⁹⁾ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和 2 年法律第 32 号）

産や6次産業化による高付加価値化、安定的な石油製品の供給システムの確立など分野横断的な取組を進めるとともに、農業協同組合、郵便局など地域内外の多様な組織との連携を推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局地域交通課、国土政策局地方振興課、海事局内航課、)

- ・過疎地域をはじめとした条件不利地域において、「小さな拠点」の形成に向けて、住民の生活支援やなりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れを控え、過疎地域の厳しい現状を踏まえ、その持続的発展を目指す新たな過疎対策に取り組む。

(総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室、厚生労働省老健局振興課)

- ・「道の駅」第3ステージとして、子育て応援施設や外国人観光案内所などの福祉、観光等に関する機能や広域的な復旧・復興活動の拠点としての防災機能を強化することにより、地方創生を推進する。

(国土交通省道路局企画課)

- ・地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合が農業協同組合などの地域の事業者団体と連携しつつ地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

(内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課)

- ・郵便局と地方公共団体等との連携を促進する一環として、ICTを活用した事例の全国展開を推進し、新たな分野における地域課題解決の事例を創出する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課)

(c)国際競争力強化による魅力的な都市の形成

- ・安全で魅力的なまちづくりの推進、更なる民間投資の喚起や都市再生の質の向上を実現するとともに、都市再生の“見える化”情報基盤「i-都市再生」の整備・活用・普及やスーパー・メガリージョン関連都市再生プロジェクトを組成・推進する。また、都市再生緊急整備地域の候補地域では、産官学金のプラットフォームを形成し、民間提案の機会の提供、魅力的な案件形成等を行う。

(内閣府地方創生推進事務局、国土交通省都市局まちづくり推進課)

- ・地域経済の核として成長を期待される都市において、道路、鉄道施設等のインフラ整備や複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進する。

(国土交通省都市局まちづくり推進課、市街地整備課、街路交通施設課)

(d)地域間連携による魅力的な地域圏の形成

- ・第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月26日）を踏まえ、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化に対応し住民が快適で安心な暮らしを営めるよう、連携中枢都市圏・定住自立圏をはじめ、多様な広域連携により、住民の生活機能の確保や都市・地域のスマート化を進める。特に、市町村間連携や都道府県の支援によりインフラ等やICT人材等の専門人材の共同利用の取組を進める。
（総務省自治行政局市町村課、地域自立応援課）

②地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

豊かな自然、観光資源、文化、スポーツ、地域エネルギーなど地域の特色ある資源を最大限に活かし、地域の活性化及び魅力向上を実現する。

【具体的取組】

(a)地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり

- ・農泊による農山漁村地域の活性化に向けて、観光コンテンツの充実、古民家等を活用した滞在施設の整備、オンライン予約サイトへの登録促進等を実施する。
（農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課）
- ・捕獲した鳥獣を農村の所得を生み出す地域資源に変えるため、人材育成や衛生管理の向上、ジビエ未利用地域での利用促進とともに、産地情報のネットワーク化に取り組む。また、鳥獣被害対策の抜本的な強化を行うとともに、ICTやドローン技術等を活用した効率的・効果的なスマート捕獲技術の開発・普及や新しい人材の育成・確保を行う。
（農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課）
- ・森林空間を健康、観光、教育などの多様な分野で活用する産業の創出・推進や地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を通じ、森林の機能を活かして「関係人口」を創出・拡大し山村地域のコミュニティを維持・活性化させる。
（林野庁森林整備部森林利用課）
- ・棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づき、産業、環境、景観、文化等の観点から棚田の保全と棚田地域の振興のため、総合的に支援する。
（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課、文化庁文化財第二課、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課、国土交通省都市局公園緑地・景観課、観光庁観光地域振興部観光資源課、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室）
- ・農福連携の取組による経営改善等に必要な施設整備を推進するとともに、都道府県と連携しながら、農福連携技術支援者研修を実施し、障害者の農業分野への定着を支援する専門人材の育成等を行う。また、林福連携及び水福連携を進めるため、実態調査に基づく課題整理や作業マニュアルの整備等を行う。
（農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課、林野庁林政部経営課、水産庁漁政部企画課）
- ・「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」において、農村の実態の把握・課題の解決、「半農半X」やデュアルライフ（二地域居住）を実践する者の増

加、農業・農村に関わる関係人口の創出・拡大等を推進する。

（農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課）

(b)観光地域づくり

＜観光地域づくり法人を核とする観光地域づくり・ブランディングの推進＞

- ・「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、インバウンドベンチャーとのマッチングなどの情報提供支援、専門人材の登用などの体制強化支援及びコンテンツづくりなどの着地整備の取組への支援により、観光地域づくり法人の取組を推進する。

（観光庁観光地域振興部観光地域振興課観光地域づくり法人支援室）

＜多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等＞

- ・以下の取組等を通じて多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等を推進し、交流人口の拡大等を通じて地域を活性化させる。
 - ・国際競争力の高いスノーリゾートを形成するため、観光地域づくり法人等を中心に一体となりマスタープラン作成や投資の呼び込みを行う地域への支援
 - ・城泊や寺泊等の事業化に意欲がある事業実施主体に対する、専門家派遣・滞在環境整備等の支援
 - ・アドベンチャーツーリズムなどの新たな体験型観光コンテンツの造成等の推進
 - ・夜間・早朝に、地域の観光資源や博物館・美術館、国立公園等を活用し、新たな時間市場を創出するための実証事業の実施
 - ・国立公園における自然体験型コンテンツの更なる充実や複数の国立公園を周遊するモデルコースの造成及び国内外への情報発信
 - ・エコツーリズムに取り組む地域のプログラム開発等や情報提供の支援
 - ・地域の地形・地質を地域活性化に活かすためのジオパークの取組への支援
 - ・全国各地での年間を通じた体験プログラムの創出や多言語展示等による日本博の実施、日本遺産などの文化財・施設の磨き上げ、空港等でのVRなどの先端技術による日本文化の魅力発信
 - ・地域の文化施設やまちなみ等の整備、郷土食や地域の酒造を含めた食文化やその体験の充実・海外発信
 - ・多言語化・キャッシュレス化等、地域の博物館・美術館等文化施設の機能強化の推進
 - ・インフラや水辺空間、ビーチなどの地域特有の資源を活用する取組の推進
 - ・官民連携による先進的なサイクリング環境を整備するモデルルートの推進
 - ・「道の駅」や高速道路の休憩施設を活用した農林水産物や特産品の販売促進

（内閣府地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室、外務省大臣官房文化交流・海外広報課国際文化協力室、文部科学省国際統括官付、文化庁企画調整課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、参事官（芸術文化担当）、参事官（文化観光担当）、参事官（食文化担当）、農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課、

農村振興局農村政策部都市農村交流課、整備部地域整備課、林野庁森林整備部森林利用課、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、国土交通省国土政策局広域地方政策課広域制度企画室、都市局公園緑地・景観課、水管理・国土保全局河川環境課、砂防部保全課、海岸室、道路局企画課、参事官、観光庁観光地域振興部観光地域振興課、観光資源課、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室)

<観光消費拡大等のための受入環境整備>

- ・訪日外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料 Wi-Fi の整備、キャッシュレス決済の普及等を推進する。また、英語表記や高速道路ナンバリング、地図標識や QR コードの活用など分かりやすい道案内を推進するとともに、観光地周辺における駐車場予約専用化などの渋滞対策を進める。
(国土交通省道路局企画課、観光庁参事官(外客受入担当))

(c)文化によるまちづくり

- ・文化施設の拠点としての機能強化や、これを核とした地域が一体となった文化観光を推進する。また、文化資源の文化的価値を活かした活用モデルを構築するとともに、その魅力を発信して文化芸術に対する関心を高め、地域住民の文化芸術活動を推進する。さらに、伝統芸能等の情報発信や若手への裾野拡大など文化財の活用を支援することや地域における文化財の戦略的な保存・活用サイクルの形成を促進することで、地域ごとに特色ある文化の力を活かした地域活性化を行う。
(文化庁文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、参事官(芸術文化担当)、参事官(文化創造担当)、参事官(文化観光担当))

(d)スポーツ・健康まちづくり

- ・東京 2020 大会を契機にスポーツ・健康まちづくりを更に推進するための体制を強化し、積極的に取り組む地方公共団体等に対するインセンティブ策を講ずる等、スポーツを活用した特色あるまちづくりを推進する。
(スポーツ庁政策課、参事官(地域振興担当))
- ・スポーツによる地域活性化の主体である「地域スポーツコミッション」の設立を促進するとともに、モデル的なスポーツツーリズムコンテンツの開発や環境整備を支援する。
(スポーツ庁参事官(地域振興担当))
- ・地域のプロスポーツチーム等と企業、大学等が連携したまちづくりや新たなサービスの創出を目指す地域版のスポーツオープンイノベーションプラットフォーム(地域版 SOIP)の構築を促進する。また、地方公共団体を含む関係者との協働により、生活の中で多様なスポーツ機会を提供するための体制構築や、総合型クラブの登録・認証制度の整備、障害者、生活習慣病や運動器疾患等を有する住民等でもスポーツができる環境整備を行う。

(スポーツ庁健康スポーツ課、参事官(地域振興担当)、参事官(民間スポーツ担当)、厚生労働省健康局健康課、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループサービス政策課、国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課、観光庁観光地域振興部観光資源課)

(e)分散型エネルギーを活用した地域活性化

- ・地方公共団体を核として地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、地域の特性に応じた災害時の自立エネルギー供給も可能な分散型エネルギーシステムのモデルを構築するとともに、専門分野の知見を活用することで事業化を一層推進する。

(総務省自治行政局地域政策課)

- ・地域のエネルギー資源を活用した地域経済の活性化のため、分散型エネルギーモデル普及に向けて、プレイヤーが共創するための環境づくりを行う。また、固定価格買取制度における「地域活用要件」の導入等を行うとともに、各地での再生可能エネルギーの地域共生に関する先進的な取組事例を全国に横展開する。さらに、大規模停電時に地域の再生可能エネルギーにより自立的に電力を供給できるエネルギーシステム(地域マイクログリッド等)の構築に向け、先例モデルを構築する。

(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課、新エネルギーシステム課、新エネルギー課、環境省地球環境局地球温暖化対策課)

③安心して暮らすことができるまちづくり

地域における防災・減災や地域の交通安全の確保等により、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【具体的取組】

(a)地域防災力の強化等

- ・地区防災計画を策定した地区等において、消防団と自主防災組織等とが連携して行う事業を支援すること等により、地域防災力を強化する。

(消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室)

- ・地方公共団体における復興の体制・目標等の事前検討、地域防災計画等への位置付け等の促進により、被災後の早期かつ的確な復興まちづくりや平時からの自然災害リスクを踏まえたまちづくりを推進する。

(国土交通省都市局都市安全課)

(b)地域の交通安全の確保

- ・生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、ゾーン30や生活道路対策エリアの整備を推進するとともに、これらのゾーン内における自動車の速度抑制や通過交通の抑制のため、ハンプや狭さくといった物理的デバイスを設置する。また、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安

全点検の結果を踏まえ、交通安全施設の整備などの対策を推進する。

（警察庁交通局交通規制課、国土交通省道路局環境安全・防災課道路交通安全対策室）

5. 多様な人材の活躍を推進する

(1) 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進

①一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生

地方公共団体、企業、NPO、住民など、地域と関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できる環境を整備し、地域課題を解決する。

【具体的取組】

(a)社会的事業を巡る環境整備

- ・地域課題解決型起業支援事業について、地域における魅力的なしごとづくりに資する取組を促進する。また、実証事業を通じて社会的事業の認証に必要な環境整備を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

- ・地域の民間セクターのノウハウ等を活用して個々の事業の費用対効果を高める仕組みである成果連動型民間委託契約方式（PFS）を検討する地方公共団体への支援を拡充するとともに、地方公共団体と民間事業者等とのネットワーク構築を促進する。

(内閣府成果連動型事業推進室)

(b)地方創生につながる民間事業者の取組を促す行動規範

- ・持続的な地域経済システムの実現に向けた対応や副業・兼業、テレワークなどの柔軟な働き方の実現、災害リスクに備えたBCPの策定や本社機能の分散化など、地方創生につながる民間事業者の取組を促す行動規範の改正を促す。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

②地方公共団体等における多様な人材の確保

地方公共団体への人材派遣や地方創生を学ぶ機会の創出等により、地域における地方創生の担い手となる専門的な人材を育成する。

【具体的取組】

(a)地方公共団体への人材の派遣

- ・各省庁や大学、民間企業の協力の下、人材の派遣を行うとともに、派遣協力企業の専門分野等の情報をまとめた協力情報リストを拡充する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課)

(b)地方創生を学ぶ機会の創出

- ・相談事例集を地方公共団体へ共有するとともに、ホームページで支援施策の紹介を行う等、地方創生コンシェルジュの積極的な活用を促す。また、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との意見交換会を各ブロック単位等で開催するとともに、更にきめ細かな相談体制の構築として「出前コンシェルジュ」や、「オンライン地方創生コンシェルジュ」等を実施する。

(内閣府地方創生推進室、地方創生推進事務局)

- ・地方創生カレッジにおいて、AI ツール等を活用して、地方創生のアイデア創出や課題解決に資するプロジェクトを推進する地方公共団体や事業者等の取組を促進する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

- ・e ラーニングの提供に加え、Web も活用しながら、公務員や金融機関職員、民間事業者など地方創生に熱意のある関係者が集まり、学びやネットワークを拡充する交流イベントや実地講座（官民連携講座）の地方展開を強化し、地域における価値創造や課題解決に向けた推進力を強化する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課地域課題解決支援室）

③地域コミュニティの維持・強化

地域共生社会を実現するとともに、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援し、地域コミュニティを維持・強化する。

【具体的取組】

(a)地域共生社会の実現

- ・令和 2 年改正社会福祉法⁽³⁰⁾により創設された、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施等を通じて、市町村における包括的な支援体制の整備を促進するとともに、地域における多様な民間主体の参画を促し、住民同士がつながり、共に生きる地域社会を実現する。

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）

(b)地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・地域運営組織の形成・持続的な運営に向けて、地域別研修会等を通じ、各地域の実情に応じた形成促進を行うほか、その法人化の促進や、地域への愛着や帰属意識を高めるふるさとづくりの取組を進め、地域運営組織の活動を支援する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室）

(c)地域づくりの中核的な役割を担う専門人材の育成

- ・令和 2 年 4 月から始まった「社会教育士」の活躍事例やその成果を具体的に示すなど効果的な情報提供を行うとともに、受講機会を拡充することにより、行政や学校、NPO、民間企業など、様々な場面での活躍を促進する。

（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課、地域学習推進課）

（２）誰もが活躍する地域社会の推進

①誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現

⁽³⁰⁾ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）

新たな全世代・全員活躍型生涯活躍のまちづくりを推進し、誰もが居場所と役割を持ち、活躍する地域社会をつくる。

【具体的取組】

(a)新たな全世代・全員活躍型生涯活躍のまちの推進等

- ・誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、全世代・全員活躍型の新たな「生涯活躍のまち」を推進する。このため、「生涯活躍のまち」推進計画やガイドラインに基づく取組の推進、人材育成など新たな「生涯活躍のまち」の普及促進に取り組むとともに、「生涯活躍のまち」に取り組む中間支援組織や地方公共団体等による協議体を立ち上げる等支援体制を強化する。また、地域課題解決を担う人材を必要とする市町村に対し、「生涯活躍のまち」に取り組む中間支援組織等と連携したマッチングを促進し、コミュニティづくりを支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- ・「生涯活躍のまち」における多世代交流拠点において、令和2年改正社会福祉法において創設された「重層的支援体制整備事業」等の福祉分野の取組を活用し、高齢者・障害者・生活困窮者など困難を抱える方の社会参加や地域の活性化を促す。また、令和2年改正高齢者等の雇用の安定等に関する法律⁽³¹⁾により創設された70歳までの就業確保措置に多様な選択肢が位置付けられたこと等を踏まえ、東京圏の人材と「生涯活躍のまち」に取り組む地方公共団体等をつなぐプラットフォームの構築等を通じて、都市と地方の人材交流を促進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課、社会・援護局地域福祉課)

- ・女性・高齢者等の新規就業の促進について、付加価値の高い仕事が地方に普及する方策について調査研究するとともに、地方公共団体と新規就業の促進等に取り組む民間団体等との官民連携の協議会を立ち上げ、都道府県に設置する官民連携プラットフォームの普及促進を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

- ・地方就労・自立支援事業について、農繁期の作業を受託し若年無業者等の就業を支援するノウハウを持つ事業者を活用した取組を横展開するとともに、生活困窮者等と受入事業者のマッチング体制の構築に向けたモデル事業の成果を活用して実施し、ひとり親家庭・若年無業者等の地方における就労・自立を支援する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省社会・援護局地域福祉課)

②地域における多文化共生の推進

地方公共団体等における外国人材の受入支援や共生支援などの取組を促進し、外国人材がその能力を最大限に発揮し、地域の担い手として定着できるようにする。

⁽³¹⁾ 雇用保険法等の一部を改正する法律(令和2年法律第14号)

【具体的取組】

(a)外国人材の地域への定着促進

- ・外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の横展開を行い、地方公共団体の先導的な取組について支援する。

（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

- ・外国人の在留を支援する関係行政機関等を集約し、外国人、企業等、地方公共団体を各機関が連携して支援する拠点（外国人在留支援センター）を開所し、効率的な支援を行う。また、「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定し、共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進する。

（出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課、外務省領事局政策課領事サービス室、文化庁国語課、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課、経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課）

- ・特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れに向け、特定技能外国人と地域の企業とのマッチング支援等を行うとともに、効果的な特定技能制度の周知のための説明会を実施する。

（出入国在留管理庁政策課、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、職業安定局外国人雇用対策課、社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、農林水産省食料産業局食品製造課、経営局就農・女性課、水産庁漁政部企画課、経済産業省製造産業局産業機械課、産業機械課素形材産業室、商務情報政策局情報産業課、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課、自動車局整備課、海事局船舶産業課、航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、安全部運航安全課乗員政策室、観光庁参事官（観光人材政策担当））

6. 新しい時代の流れを力にする

(1) 地域における Society 5.0 の推進

①未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上

あらゆる分野に未来技術を活用して、具体的な課題解決や地域の発展を目指す地域の取組を推進するとともに、地域課題の解決に活用可能な未来技術の有用性及びその効果を地方公共団体に情報提供する仕組みを構築することで、デジタル化を地方に根付かせ、地方の生産性や地方の強みを飛躍的に高める。

【具体的取組】

(a)未来技術の活用による地方創生の推進

- ・未来技術の社会実装に係る施策で地方創生に資するものについて、地方公共団体から提案を募集し、関係省庁一丸となったハンズオン支援を実施する。また、好事例の横展開を行うとともに、未来技術の有用性を情報提供する仕組みを構築し、地域における Society 5.0 を推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

- ・「地域 Society 5.0 推進連絡会議（仮称）」を開催し、5G をはじめとした未来技術を活用した地方創生施策に関する関係省庁間の情報共有、連携体制を整備し、地域における未来技術の活用を推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局)

(b)「スマートシティ」の推進

- ・官民連携プラットフォームを通じたハンズオン支援、マッチング支援等により、モデル事業やデータ連携基盤構築支援等を推進する。モデル事業等の成果を踏まえてガイドラインを作成するとともに、SIP で策定した共通のアーキテクチャも活用し、スマートシティの全国展開及び都市間連携を推進する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省大臣官房総務課第四次産業革命政策室、製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

- ・まちづくりのデジタル化に向けて、世界水準の 3D 都市モデルの構築や都市計画基礎調査の高度化・オープン化を推進すること等により、都市計画情報を広く利活用するまちづくりを促進する。

(国土交通省都市局都市計画課、都市政策課)

(c)「スーパーシティ」構想の推進

- ・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどの先端技術を活用し、世界に先駆けて未来社会を先行実現する「まるごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想を実現する。具体的には、改正国家戦略特別区域法に基づき、スーパーシティの指定に係る公募を実施する。また、スーパーシティに指定された都市におけるデータ連携基盤の構築に向け、同基盤の核となる部分の調

査・設計、システムの構築、円滑な運営支援等を実施する。

（内閣府地方創生推進事務局）

(d)医療・教育分野での未来技術の活用

- ・オンライン診療の適切な実施に関する指針について、感染症拡大防止の観点から対応した効果の検証結果等も踏まえつつ、内容を定期的に改善する。

（厚生労働省医政局医事課）

- ・緊急時の対応や、教育の質の向上に向けた遠隔教育などの未来技術の活用を進めるとともに、その基盤となる学校の ICT 環境整備を推進する。

（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、情報教育・外国語教育課）

(e)サービス産業分野等での未来技術の活用

- ・VR・AR など既存の技術の画期的な活用方法や 5G、準天頂衛星システム「みちびき」、AI などの新技術を活用した新たな体験型観光コンテンツの掘り起こし、AI チャットボット等の活用やコト消費促進のための環境整備による観光案内所の情報提供基盤の強化、認定観光案内所への先端機能の整備支援、多言語音声翻訳等を活用した観光振興を行う。

（観光庁観光地域振興部観光資源課、参事官（外客受入担当））

- ・地方公共団体等の様々な生活拠点における多言語翻訳システムの普及を推進するとともに、民間の創意工夫による多言語翻訳サービスの創出を促進する。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課）

- ・シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守り、信頼性を向上させつつ、イノベーションと新ビジネス創出の観点から、また災害時その他の非常時における支援の多様化の観点から、社会への浸透・定着を促進する。

（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

(f)農林水産分野での未来技術の活用

- ・農業 ICT 企業間のシステム・データ連携を促すため、オープン API の整備・実装を推進する。

（農林水産省大臣官房政策課技術政策室）

- ・全国の農業大学校及び農業高校でスマート農業を取り入れた授業等を充実・強化するため、スマート農業教育コンテンツの提供等を実施する。

（農林水産省経営局就農・女性課）

- ・ICT の活用により森林資源管理や生産管理を行うスマート林業の推進、早生樹等の利用拡大、自動化機械や木質系新素材の開発による林業イノベーションを行う。

（林野庁森林整備部研究指導課）

(g)公共・社会分野での未来技術の活用

- ・過疎地域等における物流網の維持を図るとともに、生活利便の改善に加え、災

害時にも活用可能な物流手段としてドローン物流の実用化を推進する。また、ドローンによる輸送サービスの提供等、離島地域の課題を民間企業等が有する新技術の実装により解決するスマートアイランドの取組を行う。

（国土交通省総合政策局物流政策課、国土政策局離島振興課）

- ・住民がいつでもどこでも防災情報を入手し、早期の減災行動ができる社会を実現するため、河川水位などの防災情報を GIS マップ等で一元化し、早期の避難行動を支援する。また、河川堤防の越水・決壊等の検知や氾濫による浸水把握など洪水監視を強化する。

（国土交通省水管理・国土保全局河川計画課）

- ・再生可能エネルギー対応やブロックチェーンによる CO₂ 削減に係る再生可能エネルギーの環境価値の創出及び自由取引の実証実験の実施、再エネ由来水素の都市ガス混合による地域実証を行う。

（環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室）

- ・地方公共団体や地域における AI・IoT 等の実装・共同利用による地域課題の解決や住民サービスの向上のため、モデル事業の実装への支援や、クラウドサービスとして共同利用できる AI 導入の開発・実証等を行う。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課）

- ・地域課題の解決に向けたシェアリングエコノミーの活用を促進するため、地方公共団体向けハンドブックを作成する。また、非常時等の新たな公共サービスの円滑な提供に向け、事業者・地方公共団体によるモデル連携協定及び事業者向けハンドブックをシェアリングシティ推進協議会等と連携し作成する。

（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣府政策統括官（防災担当）、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室）

②地域における情報通信基盤等の環境整備

情報通信基盤、人材基盤、キャッシュレス基盤など、デジタル技術の活用基盤を地方に整備し、未来技術を活用した地方創生を推進する。

【具体的取組】

(a)5G などの情報通信基盤の早期整備

- ・携帯電話事業者等による 5G 基地局や光ファイバなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を行う。その際、令和 2 年度に創設した新規税制により、5G インフラの早期普及に資する 5G 基地局の前倒し整備及び地域課題解決促進に資するローカル 5G 整備を支援する。また、5G やローカル 5G による地域の課題解決、5G の高度化・高信頼化を推進する。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課、地域通信振興課デジタル経済推進室、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室、電波部移動通信課）

- ・高度無線環境整備推進事業により、5G 基地局向け及び居住世帯向けの光ファイバ整備を支援するとともに、運営を効率化する観点からブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行を推進する。

（総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室、総合通信基盤局電気通信事業

部事業政策課ブロードバンド整備推進室)

- ・ 5G 基地局の小型化・連携・相互運用を実現する技術、高エネルギー効率・高信頼性を実現する技術及び複数の事業者の基地局を共用化する技術について研究開発するとともに、Beyond 5G の実現に向けて研究開発を進める。

(総務省国際戦略局技術政策課、総合通信基盤局電波部移動通信課、サイバーセキュリティ統括官室)

- ・ 地域 IX・CDN 等の活用によるコンテンツの効率的かつ安定的な配信の実現に向けた実証事業を行う。

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課、総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課)

- ・ 地域における情報の流通に資するケーブルテレビネットワークの光化等を支援する。

(総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室)

(b) 地方における人材の育成・確保

- ・ デジタル専門人材派遣制度の協力企業の拡大、派遣者と受入団体の継続的な支援、優良事例の取りまとめ展開等に取り組むとともに、市町村ニーズの把握等により、企業 OB・OG 派遣の仕組みを導入する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)

- ・ ICT 機器・サービスの利用に援助が必要な地域の高齢者等に相談などの支援を行うデジタル活用支援員に関し、支援員の活動、実施体制等の基本的枠組みの構築に取り組む。

(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室)

(c) キャッシュレス基盤の整備

- ・ 観光地域づくり法人や、商工会議所・商工会、商店街振興組合といった団体が行う地域への面的なキャッシュレス決済導入の取組に対して支援を行うことで、地域全体でのキャッシュレス化の取組を推進する。その際、衛生面の効果が期待されるタッチ式決済について、欧米・我が国の双方の規格に対応した端末の普及を推進する。また、「キャッシュレス決済導入手順書」を活用して、地方公共団体のキャッシュレス化を促進する。

(経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループキャッシュレス推進室)

- ・ 統一コード「JPQR」導入に向けた説明会の実施や、Web 受付システムの利便性向上等により、全国各地の様々な場面における JPQR の利用を促進する。

(総務省情報流通行政局情報通信政策課、経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループキャッシュレス推進室)

(2) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組を推進するに当たって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化と
--

いう相乗効果が期待できる。このため、SDGs を原動力とした地方創生を推進し、当該取組の一層の充実・深化につなげていく。

【具体的取組】

(a)地方創生 SDGs の展開

- ・SDGs を原動力とした地方創生の推進に向け、地方公共団体の取組状況の横展開や「SDGs 未来都市」の拡充などモデル事例の形成を行い、地方創生 SDGs の普及を促進する。また、地方創生 SDGs 登録・認証等のガイドラインに準拠した取組を推進するとともに、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」会員等による官民連携の取組事例の周知等を行い、地方創生 SDGs の取組への民間参画を促進する。

(内閣府地方創生推進室)

(b)地方創生 SDGs 金融や地域における ESG 金融の推進

- ・「地方創生 SDGs 金融」を通じた自律的好循環の形成に向け、登録・認証等制度のガイドラインの作成、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設、不動産特定共同事業（FTK）による資金供給を行う。また、「地方創生 SDGs 銘柄」の構築を促し、持続可能な経営の浸透、企業価値の向上を図り、各企業の取組を加速化させる。さらに、業種ごとの「地方創生 SDGs 自主行動計画」を策定・展開するとともに、地域経済への資金の還流についてのモニタリング体制を構築する。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課)

- ・企業の情報開示や機関投資家等との対話を促進するとともに、地域において社会・経済に寄与する ESG 投融資を拡大させ、地方創生の深化につなげる。また、地域金融機関の取組やコミットを支援するとともに、「ESG 地域金融実践ガイド」の改訂等の環境整備を行う。

(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課、環境省大臣官房環境経済課)

(c)中小企業等の地方創生 SDGs 経営等による地域・社会課題の解決

- ・地域内外の中小企業等が連携しつつ、地方創生 SDGs 経営の観点を含めたビジネスの手法を適用して、効率的・効果的に社会的課題を解決する取組を支援する。また、各省庁や地方公共団体と連携し、中小企業等への地方創生 SDGs 経営を普及促進する。

(内閣府地方創生推進室、経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課)

(d)地域における温室効果ガス排出削減・気候変動適応と地域循環共生圏の創造

- ・地域の環境と共生する地方創生を推進するため、気候変動×防災の観点から、将来の気候変動リスク情報の整備や適応策の実施の支援等により気候変動に強

韌^{じん}な地域を構築するとともに、導入ポテンシャルの見える化等による再生可能エネルギー導入推進により、CO2 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言自治体の支援と「地域循環共生圏」の構築を推進する。

（環境省大臣官房環境計画課、地域循環共生圏推進室、地球環境局総務課気候変動適応室）